

# 第3章

## 政策・措置



## 3.1 政策立案プロセス

### 3.1.1 温暖化対策推進の全体枠組み

我が国の環境の保全に関する基本理念を定め、国の政策の基本的方向を示す基本法である「環境基本法（平成5年11月19日法律第91号）」において、「地球環境保全」の積極的な推進について規定が置かれている。政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第15条第1項に基づき「環境基本計画<sup>54</sup>」を策定しており、同計画においては、環境政策の重点分野の一つとして地球温暖化対策を位置付けている。

さらに、地球温暖化対策の推進については、個別法として「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」が定められており、政府は、国、地方公共団体、事業者、国民が一丸となって地球温暖化対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）を策定している。地球温暖化対策計画は、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

### 3.1.2 地球温暖化対策計画の推進体制

政府においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して地球温暖化対策に取り組むこととする。その際には、関係の審議会において有識者等の意見を適時適切に聴取するとともに、関係機関との連携を図ることとする。

地域においては、関係府省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップするため、各地域ブロックに設置された「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を、地方公共団体、地球温暖化対策地域協議会等と連携しつつ、活用する。

### 3.1.3 地球温暖化対策計画の進捗管理

地球温暖化対策推進本部は、関係審議会等による定期的な評価・検討も踏まえつつ、温室効果ガス別その他の区分ごとの目標の達成状況、関連指標、個別の対策・施策の進捗状況等の点検を毎年厳格に行う。正確な点検のためには最新の状況を把握することが必要であることから、各府省庁は、温室効果ガス別その他の区分ごとの排出削減量、対策評価指標、関連指標等（以下「対策評価指標等」という。）の点検を行うために必要な実績値の算出等の早期化に努める。

具体的には、毎年1回、地球温暖化対策推進本部又は地球温暖化対策推進本部幹事会において、全ての対策評価指標等について、点検の前年度の実績値（前年度の実績値を示すことが難しいものについては前々年度の実績値）を明らかにするとともに、進捗状況の点検を行う年度以降の2030年度までの個々の対策の対策評価指標等の見通し（データ入手が可能な限り各年度の見通し）等を示し、併せて対策評価指標等の見通しを裏付ける前年度に実施した施策の実施状況、当該年度に実施中の施策内容等を明示するとともに、次年度以降に実施予定の予算案・税制改正案、法案等を含む対策・施策を明示する。また、これらにより、個々の対策・施策項目について評価を行い、進捗が遅れている項目を確認し、それらの項目について充実強化等の検討を進めることとする。その際には、既に本計画に位置付けられている対策・施策の強化に留まらず、新規の対策・施策を含めて検討する。

なお、進捗状況の点検の際には、個々の対策の対策評価指標と、当該対策の効果である排出削減量との関係について、必要に応じて精査を行うとともに、社会経済システムの変革につながる対策・施策など、現時点で対策評価指標等の評価方法が必ずしも十分に確立していない分野については、適切な評価

<sup>54</sup> 現在、平成24年4月27日に閣議決定された第四次環境基本計画が最新。

方法を早期に確立する。

また、各対策の排出削減見込量の根拠や進捗状況点検の結果については、インターネット等を通じて公開し、国民が対策の内容や進捗状況について適切に情報を得られるようにする。

こうした毎年の進捗状況の点検に加え、毎年4月を目途に公表される前々年度の温室効果ガス排出量（確報値）、毎年12月を目途に公表される前年度の温室効果ガス排出量（速報値）、気候変動枠組条約事務局に日本政府が提出する隔年報告書（Biennial Report：BR）、国別報告書（National Communication：NC）のレビュー結果も踏まえつつ、少なくとも3年ごとに我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して本計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとし、検討の結果に基づき、必要に応じて本計画を見直し、変更の閣議決定を行うこととする。

また、かかる見直しに当たっては、パリ協定・COP21決定における2020年まで、以降は5年ごとの目標の提出・更新のサイクル等の規定を踏まえる。将来的に、パリ協定に基づく透明性の仕組みに従い、取組の状況等について国際的に報告し点検を受ける。

## 3.2 緩和行動に関する政策措置とその効果

### 3.2.1 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

#### 3.2.1.1 中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

国連気候変動枠組条約事務局に提出した「自国が決定する貢献」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

#### 3.2.1.2 長期的な目標を見据えた戦略的取組

2015年6月にドイツ・エルマウで開催されたG7サミット的首脳宣言では、今世紀中の世界経済の脱炭素化のため、世界全体の温室効果ガス排出の大幅な削減が必要であること、世界全体での対応によってのみこの課題に対処できること、世界全体の排出削減目標に向けた共通のビジョンとして2050年までに2010年比で40%から70%の幅の上方の削減とすることを気候変動枠組条約の全締約国と共有すること、長期的な各国の低炭素戦略を策定すること等が盛り込まれた。

また、パリ協定では、気温上昇を2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的とし、この目的を達成するよう、世界の排出のピークをできる限り早くするものとし、人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を今世紀後半に達成するために、最新の科学に従って早期の削減を目指すとされている。さらに、主要排出国を含む全ての国がNDCを5年ごとに提出・更新すること、また協定の目的に留意し、長期の温室効果ガス低排出発展戦略を作成・提出するよう努めるべきこと等が規定されている。こうした中で、我が国は、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

#### 3.2.1.3 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。世界全体の温室効果ガスを削減していくには、世界全体で効果的な削減を実現する必要があり、環境エネルギー技術革新計画（平

成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議）等を踏まえつつ開発・実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成 28 年 4 月 19 日総合科学技術・イノベーション会議）に基づき、従来の取組の延長ではない有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。

### 3.2.2 地球温暖化対策の基本的考え方

#### 3.2.2.1 環境・経済・社会の統合的向上

地球温暖化対策の推進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。

具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革などの地球温暖化対策を大胆に実行する。

#### 3.2.2.2 「自国が決定する貢献」に掲げられた対策の着実な実行

「自国が決定する貢献」で示した中期目標は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題等を十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによって策定したものである。このため、中期目標の達成に向けては、「自国が決定する貢献」に掲げられた対策が着実に実行されることが重要であり、自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手段を、その特徴を踏まえ、有効に活用しつつ、着実に施策を実行していく。

#### 3.2.2.3 パリ協定への対応

パリ協定の実施に向けて必要な準備を進め、また、パリ協定に規定された目標の 5 年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビューへの着実な対応を行う。さらに、パリ協定の実施に向けて国際的な詳細なルール構築に我が国としても積極的に貢献していく。パリ協定における各国の取組状況の報告・レビューについても着実に対応する。

また、パリ協定では各国が長期の温室効果ガス低排出発展戦略を策定し提出するよう努めるべきこととされ、COP21 決定では 2020 年までの提出が招請された。我が国としても、パリ協定で世界の共通目標となった 2℃目標の達成に貢献するため、長期的な温室効果ガスの大幅削減に向け、「エネルギー・環境イノベーション戦略」が示す革新的技術の研究開発はもとより、技術の社会実装、社会構造やライフスタイルの変革など長期的、戦略的取組について、引き続き検討していく。

また、「美しい星への行動 2.0 (ACE2.0)」に基づき、途上国支援とイノベーションの取組を一段と強化する。

#### 3.2.2.4 研究開発の強化と優れた低炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、JCM 等を通じて、優れた低炭素技術等の普及や地球温暖化緩和活動の実施を推進する。

#### 3.2.2.5 全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化

地球温暖化問題は、社会経済活動、地域社会、国民生活全般に深く関わることから、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して取り組むことが必要である。

このため、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や、削減目標の達成のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人一人が何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わる

よう、積極的に提供・共有し、それらを伝え実践する人材の育成、広報普及活動を行い、国民各界各層における意識の改革と行動の喚起につなげる。

また、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報を積極的に提供・共有することを通じて各主体の対策・施策への積極的な参加や各主体間の連携の強化を促進する。

### 3.2.2.6 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視

地球温暖化対策計画の実効性を常に把握し確実にするため、本計画策定後、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に本計画を見直す。

## 3.2.3 政策・措置の情報

### 3.2.3.1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

#### (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

##### a) エネルギー起源二酸化炭素

「エネルギー革新戦略」（平成 28 年 4 月 18 日経済産業省決定）等を通じた、徹底した省エネルギー、国民負担の抑制と両立した再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化や、安全性が確認された原子力発電の活用、産業分野等における天然ガスシフト等各部門における燃料の多様化等により、エネルギーミックスの実現に努める。

国民各界各層が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、国民運動を強化し、国民一人一人の意識の変革を促すとともに、国民による積極的な低炭素型製品・サービス・行動などの賢い選択を促すなど、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革を進める。

都市のコンパクト化と公共交通網の再構築など、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して多様な低炭素型の都市・地域づくりに努める。

#### 1) 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

##### A. 産業部門（製造事業者等）の取組

##### (a) 産業界における自主的取組の推進

###### ○ 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証

日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）をはじめとする産業界は、主体的に温室効果ガス排出削減計画（以下これら個別業種単位の 2012 年度までの計画を「自主行動計画」という。）を策定して排出削減に取り組み、これまで高い成果を上げてきた。京都議定書目標達成計画における自主行動計画での削減取組とその評価・検証結果を踏まえ、地球温暖化対策計画における削減目標の達成に向けて排出削減の着実な実施を図るため、産業界における対策の中心的役割として引き続き事業者による自主的取組を進めることとする。

このような自主的手法は、透明性・信頼性・目標達成の蓋然性の向上という観点から、一定程度政府による関与を必要としつつも、各主体がその創意工夫により優れた対策を選択できる、高い目標へ取り組む誘因があり得るといったメリットがあり、今後も産業界がこれらのメリットをいかながら温室効果ガスの排出を削減する努力を進めていくことが極めて重要である。このため、2013 年度以降の取組として産業界の各業種が策定する温室効果ガス排出削減計画（産業、業務その他、運輸、エネルギー転換の各部門において、経団連加盟の個別業種や経団連に加盟していない個別業種が策定する温室効果ガス排出削減計画のことを指す。以下これらの個別業種単位の計画を「低炭素社会実行計画」という。）の目標、内容については、その自主性に委ねることによるメリットも踏まえつつ、社会的要請に応えるため、産業界は以下の観点に留意して計画を策定・実施し、定期的な評価・検証等を踏まえて随時見直しを行うこととする。

① 低炭素社会実行計画を策定していない業種においては、京都議定書目標達成計画における自主行動計画に参加している業種はもとより、参加していない業種についても新規に策定するよう積極的に検討する。

② 低炭素社会実行計画における目標設定においては、温室効果ガスの排出削減の観点から、経済的に利用可能な最善の技術（BAT：Best Available Technology）の最大限の導入、積極的な省エネルギー努力等をもとにCO<sub>2</sub>削減目標を策定している。目標については、それが自ら行い得る最大限の目標水準であることを対外的に説明する。設定された目標水準の厳しさや産業界の努力の程度を評価することができるよう、日本と各国とのエネルギー効率やCO<sub>2</sub>排出量の比較が可能となるようなデータの収集に努めることが重要である。また、BATやベストプラクティスについては、あらかじめ明示することにより、目標水準の達成状況だけでなく各業種においてなされた取組努力を評価することが可能になる。技術の発展等により新たなBATの普及が可能となった場合には、柔軟に数値目標を引き上げるなど、不断の見直しを行う。

※ 目標指標は、各業種の主体的な判断によって、エネルギー消費原単位、エネルギー消費量、二酸化炭素排出原単位、二酸化炭素排出量、BAU（Business As Usual）からの削減量<sup>55</sup>のいずれかが主に選択されている。目標設定の在り方については、引き続き検討していくことが重要である。

③ 低炭素社会実行計画では、実効性・透明性・信頼性を確保するため、これまで同様PDCAサイクルを推進する。その際、2030年に向けた計画等については長期の取組であることを踏まえ、前提となる条件を明確化し、透明性を確保しながら、社会・産業の構造の変化や技術革新の進歩など様々な要因を考慮していく。

④ ②で掲げた自らの排出削減目標（コミットメント）に加えて、低炭素製品・サービスの提供を通じて、関連業種とも連携しながらCO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献する。さらに、地球温暖化防止に関する国民の意識や知識の向上にも取り組む。

⑤ 世界全体での地球温暖化対策への貢献の観点から、各業種は、低炭素製品・サービス等の海外展開等を通じた世界規模での排出削減、地球温暖化防止に向けた意欲ある途上国への国際ルールに基づく技術・ノウハウの移転や、民間ベースの国際的な連携活動の強化等に積極的に取り組むとともに、各業種の事業分野に応じた取組による削減貢献を示していく。

⑥ 各業種は、2030以降も見据えた中長期的視点で、革新的技術の開発・実用化に積極的に取り組む。

⑦ また、低炭素社会実行計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うため、各業種において、信頼性の高いデータに基づく国際比較等を行うとともに、積極的な対外発信を行う。

上記①～⑦の観点に基づき、政府は、各業種により策定された低炭素社会実行計画及び2030年に向けた低炭素社会実行計画に基づいて実施する取組について、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施する。

#### ○ 産業界の民生・運輸部門における取組

<sup>55</sup> 「BAUからの削減量」とは、追加対策がなされない場合、すなわちある年度の技術水準（原単位）が固定された場合の目標年度の想定排出量（BAU排出量）を基準として、BATの最大限の導入等により、目標とするCO<sub>2</sub>排出量等の削減量を達成するもの。

産業界は、素材等の軽量化・高機能化、エネルギー効率の高い低炭素製品の開発・提供、モーダルシフト等を通じた物流の効率化、次世代自動車や公共交通機関の利用促進、地球温暖化防止の国民運動への参加等を通じて民生・運輸部門の省CO<sub>2</sub>化に貢献する。

#### (b) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

##### ○ 工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。)に基づき、エネルギー管理の徹底及び省エネルギー設備・機器の導入促進を図る。

具体的には、省エネ法に基づき提出される定期報告書を踏まえ、事業者をクラス分け評価し、停滞事業者には集中的に調査等を行い、優良事業者は公表して称揚するなど、省エネ法での対応にメリハリをつけて、徹底した省エネルギーを促進する。

さらに、同業種中で上位1~2割が達成する水準に省エネルギー目標を定めるベンチマーク制度を、製造業から流通・サービス業に拡大し、同制度のカバー率を2018年度中に全産業のエネルギー消費量の7割にすることを目指す。

##### ○ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(業種横断)

産業部門において、空調、照明、工業炉、ボイラー、コージェネレーション設備など幅広い業種で使用されている主要なエネルギー消費機器について、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進する。

##### ○ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(製造分野)

###### (鉄鋼業)

最先端技術の導入として、高効率な電力需要設備、廃熱回収設備及び発電設備の更なる普及促進、並びにコークス炉に投入する石炭の代替となる廃プラスチック等の利用拡大を図る。

また、既存技術のみならず、高効率化及び低炭素化のための革新的な製造プロセスの技術開発を実施し、当該技術の2030年頃までの実用化に向けた省エネルギー推進、二酸化炭素排出削減に取り組む。

###### (化学工業)

プロセスの特性等に応じ、商用規模で利用されている先進的技術として国際エネルギー機関(IEA)が整理しているBPT(Best Practice Technologies)の普及、排出エネルギーの回収、プロセスの合理化等を進めるとともに、新たな革新的な省エネルギー技術の開発・導入を推進することで、省CO<sub>2</sub>化に貢献する。

###### (窯業・土石製品製造業)

熱エネルギー、電気エネルギーを高効率で利用できる設備の導入や廃棄物の熱エネルギー代替としての利用を進めることで、セメント製造プロセスの省エネルギー化を図る。また、先端プロセス技術の実用化・導入により、従来品と同等の品質を確保しつつ、セメント及びガラス製造プロセスの省エネルギー化を目指す。

###### (パルプ・紙・紙加工品製造業)

古紙パルプ工程において、古紙と水の攪拌・古紙の離解を従来型よりも効率的に進めるパルパーの導入を支援し、稼働エネルギー使用量の削減を目指す。また、濃縮した黒液(パルプ廃液)を噴射燃焼して蒸気を発生させる黒液回収ボイラーにおいて、従来型よりも高温高圧型で効率が高い黒液回収ボイラーの更新時の導入を支援する。

##### ○ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進(建設施工・特殊自動車使用分野)

建設施工者等が省エネルギー性能の高い建設機械等を施工に導入する際、その選択を容易にす

るために燃費性能の優れた建設機械を認定するとともに、当該機械等の導入を支援する等、建設施工・特殊自動車使用分野における省CO<sub>2</sub>化を推進する。

○ 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）

施設園芸の温室効果ガス排出削減対策として、施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー利用技術（ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等）の開発やその普及を促進する。また、農業機械の省CO<sub>2</sub>化、LED集魚灯や省エネルギー型船外機等の導入を通じた効率改善など漁船における省エネルギー化等を促進する。

**(c) 徹底的なエネルギー管理の実施**

○ FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施

産業部門では、省エネ法によるエネルギー管理義務により、既にエネルギー管理がある程度進んでいるが、IoT（Internet of Things）を活用した工場のエネルギー管理システム（FEMS：Factory Energy Management System）等の導入促進により、エネルギー消費量が見える化し、客観的なデータに基づいた省エネルギーの取組を促すことで、更なる省エネルギー・省CO<sub>2</sub>を実現する。

○ 中小企業の排出削減対策の推進

中小規模の事業者における省エネルギー・排出削減対策の強化のため、省エネルギー意識向上のための広報、省エネルギー診断やCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断等による省エネルギー・省CO<sub>2</sub>ポテンシャルの掘り起こし、企業のエネルギー管理担当者に対するきめ細かな講習の実施、省エネルギー対策のベストプラクティスの横展開等に取り組むとともに、原単位の改善に着目しつつ、中小企業等の排出削減設備導入を支援する。

また、中小企業による省エネルギーの取組を地域においてきめ細かく支援するためのプラットフォームを地域の団体、金融機関、商工会議所及び自治体等が連携して構築し、省エネルギーに取り組む中小企業の掘り起こしから運用改善や設備投資等の取組のフォローアップまで幅広く支援する。2017年度までに、全国に省エネルギー取組に係る支援窓口が存在するよう、プラットフォームを構築する。

**(d) 業種間連携省エネの取組推進**

複数の工場・事業者がエネルギー融通等の連携を行うことで、更なる省エネルギーが可能となるため、こうした複数事業者間の連携による省エネルギーの取組を支援する。

また、工場で用途なく廃棄されている未利用熱について、複数の工場や事業者間が連携し、工場間で融通して活用を促進する省エネ法上の評価制度を構築する。

**B. 業務その他部門の取組**

**(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲 p 103）**

○ 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲 p 103）

**(b) 建築物の省エネ化**

○ 新築建築物における省エネルギー基準適合義務化の推進

大規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化を規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に規定する大規模建築物の省エネルギー基準への適合義務化の円滑な施行を目指す。また、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。これに向けて、円滑な実施のための環境整備に取り組む。具体的には、省エネルギー対策の一層の普及や、建築物や建材機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サ



ービス・工法の開発支援等を実施するとともに、民間の自立的な省エネルギー投資を促すための支援を図る。

○ 既存建築物の省エネルギー化（改修）

新築建築物については、省エネルギー基準への適合義務化を段階的に進める一方、既存建築物については、省エネルギー基準への適合義務化を行うことが難しいため、省エネルギー改修を促進することが重要となる。具体的には、省エネルギー性能・環境性能の評価・表示制度の充実・普及を通じて、省エネルギー性能が建築物の付加資産価値となることやテナント料等に反映されることを目指し、各種支援措置等により民間の省エネルギー投資を促進するなど既存建築物の省エネルギー・低炭素改修を促進する。

○ ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の推進

ZEBの実現と普及拡大を目指して、病院や学校等の主要な施設用途別のZEBのガイドライン作成等を行い、普及を促進する。こうしたZEBの普及促進を通じて、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。

○ 低炭素認定建築物等の普及促進

より省エネルギー性能の高い建築物の建築を促進するため、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素認定建築物（省エネルギー基準よりエネルギー消費量が10%以上少ない建築物）等の普及促進を図るとともに、これらの基準を対策の進捗等に応じて見直す。

○ 省エネルギー・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促進

建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能に係る表示制度、住宅性能表示制度や総合的な環境性能を評価するCASBEE等の充実・普及促進を図る。

(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

○ 工場・事業場におけるエネルギー管理の徹底（再掲 p105）

○ 高効率な省エネルギー機器の普及

個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を更に進めるとともに、高効率な省エネルギー機器の普及を促進する。

LED等の高効率照明が、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%普及することを目指すため、2016年度に白熱灯にトップランナー制度を適用するなど、照明のトップランナー基準を拡充すること等により、高効率照明の普及を促進する。

また、ヒートポンプ式給湯器や潜熱回収型給湯器等のエネルギー効率の高い業務用給湯器の導入を支援する。

さらに、冷凍空調機器について、冷媒管理技術の向上等によりエネルギー効率の向上を図る。また、先導的低炭素技術（L2-Tech）等による情報発信を行う。

○ トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上

1998年度に省エネ法に基づくトップランナー制度が創設され、その後順次対象機器を拡大し、2015年度にはエネルギー消費機器について、28品目が対象機器となっている。今後も引き続き新たな対象機器の追加を検討するとともに、目標年度が到達した対象機器の基準見直しに向けた検討を行い、機器の省エネルギー性能を向上させる。

**(d) 徹底的なエネルギー管理の実施**

○ BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施

建築物全体での徹底した省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルのエネルギー管理システム（BEMS）を 2030 年までに約半数の建築物に導入する。また、BEMS から得られるエネルギー消費データを利活用することにより、建築物におけるより効率的なエネルギー管理を促進する。このほか、温室効果ガス削減ポテンシャル診断や、診断結果を活用した設備の導入を進めるとともに、ビルオーナーやテナント、エネルギー供給事業者といった関係する各主体の個々の垣根を越えた取組を活発化させる。さらに、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行う「エコチューニング」を推進することにより、温室効果ガスの排出削減等を行う。

こうしたエネルギー消費の見える化や省エネルギー診断等の結果を踏まえ、省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギー効果までを保証するビジネス（ESCO）等を活用した省エネルギー機器・設備の導入や、ダウンサイジング（機器・設備の最適化）を促進する。また、室内の状況に対応して適正な照度にするなど照明の効率的な利用を進める。

○ 中小企業の排出削減対策の推進（再掲 p106）

**(e) エネルギーの面的利用の拡大**

○ エネルギーの面的利用の拡大

複数の施設・建物において、電気、熱などのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等により効率的なエネルギーの利用を実現することは、大きな省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 効果を期待でき、防災や地域振興の観点からも望ましい。そのため、都市開発などの機会を捉え、地区レベルでのエネルギーの面的利用を推進するとともに、再生可能エネルギーを併せて活用することで、面的な省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> の達成を図る。

このため、国、地方公共団体、エネルギー供給事業者や地域開発事業者など幅広い関係者は、連携して、都市計画制度の活用、エネルギーの面的利用が有効な地域のシミュレーション、期待される省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 効果の算出、効率的なエネルギー利用に資する設備・システムの導入に対する支援等を行う。

**(f) その他の対策・施策**

○ ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化

都市部を中心としたヒートアイランド現象に関する観測・調査・研究で得られた知見を活用し、総合的に「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」及び「人の健康への影響等を軽減する適応策」などのヒートアイランド関連施策を実施することにより、熱環境改善を通じた都市の低炭素化を推進する。

具体的には、エネルギー消費機器等の高効率化の促進、低炭素な建築物等の普及促進、次世代自動車の技術開発・普及促進、交通流対策等の推進や未利用エネルギー等の利用促進により、空調機器システムや自動車など人間活動から排出される人工排熱の低減を図ることにより都市の省 CO<sub>2</sub> 化を推進する。

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確認する等の観点から水と緑のネットワークの形成や多自然川づくりの推進により、都市形態の改善を図る。

加えて、クールビズ・ウォームビズをはじめとする地球温暖化防止国民運動「COOL CHOICE」の推進等によりライフスタイルの改善を促すとともに、冷暖房温度の適性化を実現する。また、

地方自治体や事業者に対し、地域や街区、事業の特性に応じた適応策の実施を促す。

○ 上下水道における省エネルギー・再エネ導入

上水道においては、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化などの省エネルギー設備の導入や、小水力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の導入を実施する。

下水道においては、設備の運転改善、反応槽の散気装置や汚泥脱水機における効率の良い機器の導入などの省エネルギー対策や、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスの発電等への活用、下水及び下水処理水の有する熱（下水熱）の有効利用などの再生可能エネルギーの活用を推進する。

○ 廃棄物処理における取組

温室効果ガスの排出削減にも資する 3R を推進する。その上で、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収等を更に進める。また、廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、ごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出抑制を推進する。

○ 各省連携施策の計画的な推進

徹底した省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入、建築物の低炭素化など業務その他部門における 2030 年度の削減目標をより確実に達成するため、関係府省庁の連携を計画的に推進し、あらゆる分野における取組をより効果的・効率的に実施する。

**(g) 国民運動の展開（後掲 p127）**

○ 国民運動の推進（後掲 p127）

**(h) 公的機関における取組（後掲 p126）**

**C. 家庭部門の取組**

**(a) 国民運動の展開（後掲 p127）**

○ 国民運動の推進（後掲 p127）

**(b) 住宅の省エネ化**

○ 新築住宅における省エネ基準適合の推進

規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020 年までに新築住宅について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。具体的には、省エネルギー対策の一層の普及、住宅や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。

○ 既存住宅の断熱改修の推進

新築住宅については、省エネルギー基準の適合義務化を段階的に進める一方、既存住宅については、省エネルギー改修を促進することが重要となる。具体的には、既存住宅の断熱性能向上を図るため、高性能な断熱材や窓などの設備導入補助や、省エネルギー改修を行った住宅等への減税措置による導入支援を行うほか、省エネルギー性能が住宅の資産価値に反映されることを目指し、省エネルギー性能・環境性能の評価・表示制度を充実・普及させ、既存住宅の省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> 改修を促進する。こうした施策を通じ、2020 年までに中古住宅の省エネルギーリフォーム件数を倍増させる。

このほか、居住者に対してエネルギーの使用状況に応じた省エネルギー機器・設備・建材の導

入メリットに関する情報提供を促進する。

○ 省エネ・省 CO<sub>2</sub> のモデル的な住宅への支援

より高い性能の住宅の建築を促進するため、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH)、ライフサイクルカーボンマイナス住宅 (LCCM)、低炭素認定住宅などの省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> のモデル的な住宅への支援を行う。これにより、2020 年までにハウスメーカー等が新築する注文戸建住宅の半数以上を ZEH にすることを目指す。

○ 低炭素認定住宅等の普及促進

低炭素認定住宅等を、新築又は取得した場合の税制優遇措置や、中小工務店に対する技術支援等を行い、他の住宅への波及効果による既存住宅も含めた低炭素認定住宅等の普及を促進する。

○ 省エネ・環境性能の評価・表示制度の充実・普及促進

建築物省エネ法に基づく省エネルギー性能に係る表示制度、住宅性能表示制度や NEB (Non-Energy Benefit)<sup>56</sup>の観点も含めた総合的な環境性能を評価する CASBEE 等の充実・普及促進を図る。

(c) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

○ 高効率な省エネルギー機器の普及

個別機器やシステムの効率の更なる向上のため、省エネルギー技術の開発を更に進めるとともに、高効率な省エネルギー機器の普及を促進する。

LED 等の高効率照明が、2020 年までにフローで 100%、2030 年までにストックで 100% 普及することを目指すため、2016 年度に白熱灯にトップランナー制度を適用するなど、照明のトップランナー基準を拡充すること等により、高効率照明の普及を促進する。また、ヒートポンプ式給湯器、潜熱回収型給湯器などのエネルギー効率の高い給湯設備の導入を促進する。家庭用燃料電池 (エネファーム) は、都市ガスや LP ガスから水素を造り、空気中の酸素と化学反応させることで発電を行うとともに、発電時に発生する熱を有効に活用することで、最大 90% 以上の総合エネルギー効率を達成する分散型エネルギーである。官民一体となって、機器の低価格化等による市場の自立化を図ることで、2020 年時点で 140 万台、2030 年時点で 530 万台の導入を目指す。

また、先導的低炭素技術 (L2-Tech) 等による情報発信を行う。

○ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 (再掲 p107)

(d) 徹底的なエネルギー管理の実施

○ HEMS、スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施

住宅全体での省エネルギー・省 CO<sub>2</sub> を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、空調や照明等の機器が最適な運転となることを促す住宅のエネルギー管理システム (HEMS) が 2030 年までにほぼ普及することを目指すとともに、家庭における電気の使用量が従来よりも詳細に計測でき、HEMS との連携等により電力使用量の見える化を促すスマートメーターの導入を進める。また、HEMS から得られるエネルギー消費データを利活用することにより、住宅におけるより効率的なエネルギー管理を促進する。こうしたエネルギー消費の見える化や温室効果ガス削減ポテンシャル診断の結果を踏まえ ESCO 等を活用した省エネルギー機器・設備の導入を促進する。

<sup>56</sup> NEB (Non-Energy Benefit) : 住宅・建築物の省エネルギー対策の実施に伴い、省エネルギー化がもたらす直接的便益のみならず、同時に実現される快適性や健康性、知的生産性の向上などの便益。

**(e) その他の対策・施策**

## ○ 各省連携施策の計画的な推進

徹底した省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入、住宅の低炭素化など家庭部門における 2030 年度の削減目標をより確実に達成するため、関係府省庁の連携を計画的に推進し、あらゆる分野における取組をより効果的・効率的に実施する。

**D. 運輸部門の取組****(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲 p103）**

## ○ 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲 p103）

**(b) 自動車単体対策**

## ○ 次世代自動車の普及、燃費改善

エネルギー効率に優れる次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、圧縮天然ガス自動車（CNGV）等）等の普及拡大を推進する。そのため、現時点では導入初期段階にありコストが高いなどの課題を抱えているものについては、補助制度や税制上の優遇等の支援措置等を行う。こうした取組により、2030 年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を 5 割～7 割にすることを目指す。また、次世代自動車の導入に向けて、初期需要の創出や、性能向上のための研究開発支援、効率的なインフラ整備等を進める。推進に当たっては、乗用車に比べ市場規模が小さく、開発及び大量普及が進みにくいトラック・バス等について配慮する。

さらに、EV・PHV の普及に向けては、ユーザーの指摘等も踏まえると電動航続距離の短さを克服することが必要不可欠であることから、航続距離に直結する性能指標であるエネルギー密度を 2020 年代前半に現在の 2 倍程度にすることを目指した研究開発を実施するとともに、電池性能を補完する充電設備を整備する。

FCV の普及のために必須となる水素ステーションについては、計画的な整備を行うべく、支援措置を行う。また、ステーション関連コストの低減に向けた技術開発を進めるとともに、関連技術等の安全性・信頼性の向上も踏まえ、関連規制の見直しについて検討を進める。

燃費については、トップランナー基準によって、自動車メーカーによる戦略的技術革新を促進するとともに、税制上の優遇等については、必要な見直しを行いつつ、より一層の燃費改善を進める。また、自動車部材の軽量化による燃費改善が期待できるセルロースナノファイバー等の社会実装に向けた技術開発を進める。

## ○ バイオ燃料の供給体制整備促進

バイオ燃料については、十分な温室効果ガス削減効果や安定供給、経済性が確保されることを前提として、バイオ燃料の導入や供給インフラに係る支援等により、引き続き、導入体制の整備を行う。

**(c) 道路交通流対策**

道路の整備に伴って、いわゆる誘発・転換交通が発生する可能性があることを認識しつつ、二酸化炭素の排出抑制に資する環状道路等幹線道路ネットワークの強化、ETC2.0 を活用したビッグデータ等の科学的な分析に基づく渋滞ボトルネック箇所へのピンポイント対策など道路を賢く使う取組を推進する。さらに、自転車利用を促進するための環境整備を推進する。

信号機の集中制御化などの高度道路交通システム（ITS）の推進、信号機の改良、信号灯器の LED 化の推進等による交通安全施設の整備、自動走行の推進、二酸化炭素の排出抑制に資する道路交通流対策を推進する。

なお、自動走行の実現に向けては、2020年に高速道路での自動運転等が可能となるようにするため、制度等を整備する。

**(d) 国民運動の展開（後掲 p127）**

- 国民運動の推進（後掲 p127）

**(e) 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化**

トラック・バス・タクシーなどの事業用自動車のエコドライブを促進するため、運送事業者等を対象に、エコドライブ管理システム（EMS：Eco-drive Management System）の普及・促進を図る。また、関係4省庁のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により普及啓発を行う。

また、燃費の向上など一定の優れた環境取組を実施している運輸事業者を認定する「グリーン経営認証制度」の普及を促進する。

**(f) 公共交通機関及び自転車の利用促進**

鉄道新線、LRT (Light Rail Transit<sup>57</sup>)、BRT (Bus Rapid Transit<sup>58</sup>)等の公共交通機関の整備や、交通結節点の官民連携整備等による交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化、既存公共交通の活用、交通系 IC カードの導入など情報化の推進、乗り継ぎ改善、パークアンドライド等によるサービス・利便性の向上を引き続き図るとともに、シームレスな公共交通の実現に向けた取組を推進する。

また、自転車の利用環境を創出するため、安全確保施策と連携しつつ、自転車通行空間のネットワーク化、駐輪場の整備、コミュニティサイクルの活用・普及など、自転車の活用に向けた取組を推進する。

さらに、これらと連携した、事業者による通勤交通マネジメントなどの主体的な取組の促進、国民への啓発活動により、旅客交通において自家用自動車から鉄道・バスなどの公共交通機関への利用転換、自転車利用の拡大を促進する。このような事業者による主体的な取組を推進するため、政府において、業務時の活動における公共交通機関の利用、自転車の積極的活用を図る。

あわせて、自家用自動車への過度の依存を抑制し、環境的に持続可能な交通（EST：Environmentally Sustainable Transport）を目指す。

**(g) 鉄道、船舶、航空機の対策**

- 鉄道分野の省エネ化

鉄道部門においては、軽量タイプの車両やVVVF機器搭載車両<sup>59</sup>の導入など、エネルギー効率の良い車両を導入してきたところであり、引き続きその導入を促進する。また、先進的な省エネルギー機器等の導入に係る支援を行うエコレールラインプロジェクトの促進等による鉄道の省エネルギー化を進める。

- 船舶分野の省エネ化

船舶部門においては、革新的な省エネルギー技術の実証を行うなど、省エネルギーに資する船舶等の普及促進を図ってきたところであり、今後も引き続きこうした船舶の普及促進を図る。

- 航空分野の低炭素化

航空部門においては、エネルギー効率の良い航空機材の導入及び航空交通システムの高度化や、

<sup>57</sup> 走行空間の改善、車両性能の向上等により、乗降の容易性、定時性、速達性、輸送力、快適性等の面で優れた特徴を有する人と環境に優しい次世代型路面電車システム

<sup>58</sup> 専用レーン等を活用した高速輸送バスシステム

<sup>59</sup> 電気抵抗を使わずにモーターの回転数を効率良く制御する機構を搭載した車両。

空港施設の低炭素化の促進を図ってきたところである。今後もこれらの施策を着実に推進するとともに代替航空燃料の普及や航空貨物輸送効率化の促進を図る。

## (h) 低炭素物流の推進

### ○ トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進

配送を依頼する荷主や配送を請け負う物流事業者等の連携により共同輸配送等の取組を促進し、輸送効率・積載効率を改善することで、地球温暖化対策に係る取組を推進し、物流体系全体のグリーン化を図る。

このため、省エネ法による荷主・輸送事業者のエネルギー管理を引き続き推進する。また、「グリーン物流パートナーシップ会議<sup>60</sup>」を通じ、荷主と物流事業者が連携して行うモーダルシフトやトラック輸送の効率化等、物流分野における環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組に対してその功績を表彰し、企業の自主的な取組意欲を高めるとともに、グリーン物流の普及拡大を図る。加えて、荷主と物流事業者の連携を円滑化するため、両者が共通に活用できる物流分野の二酸化炭素排出量算定のための統一的手法（ガイドライン）を精緻化し、取組ごとの効果を客観的に評価できるようにする。

また、近年の電子商取引（EC）の急速な発展により、宅配便取扱個数も年々増加する一方で、約2割の荷物が再配達となっている。再配達の増加により、二酸化炭素排出量の増加やドライバー不足が深刻化することが想定されるため、宅配ボックスの整備等を通じた、駅・コンビニ等での受取方法の多様化を促進し、宅配便再配達の削減を図る。

また、フルトレーラー車両長の規制緩和など幹線輸送におけるトラックの大型化を進めるとともに、高速道路における民間施設への直結を含めたアクセス強化、ETC2.0を活用した特殊車両通行許可の簡素化、運行管理支援等により効率化を推進する。

さらに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）に基づき、保管、荷捌き、流通加工を行う物流施設にトラック営業所の併設、トラック予約受付システムの導入などの輸送円滑化措置を講じ、配送網を集約化・合理化するとともに、待機時間のないトラック輸送を行う事業や、共同輸配送の取組促進に対する支援を行うことで物流の低炭素化を推進する。

### ○ 海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

物流体系全体のグリーン化を推進するため、自動車輸送から二酸化炭素排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。この一環として、受け皿たる内航海運の競争力を高めるため、複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備による輸送コスト低減やサービス向上を進めるとともに、エネルギー効率の良い内航船の普及・促進等を進める。さらに、トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用、冷蔵・冷凍コンテナ輸送の効率化等による内航海運へのモーダルシフトを推進する。

同様に鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、トラックからの転換に効果的である鮮度保持技術を高度化した冷蔵・冷凍コンテナなどの輸送機材の充実等による輸送力増強と輸送品質改善、端末輸送のコスト削減、エコレールマークの推進等により貨物鉄道の利便性の向上を図り、モーダルシフトを促進する。

さらに、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づき、モーダルシフトの取組に対する支援を行うことで、モーダルシフトを促進する。

また、トラック輸送についても一層の効率化を推進する。このため、自家用トラックから営業用トラックへの転換並びに車両の大型化及びトレーラー化を推進する。あわせて、帰り荷の確保等による積載効率の向上を図る。

<sup>60</sup> 物流のグリーン化に向けた産業界の自主的な取組を促進するため、荷主企業、物流事業者、行政、その他関係方面の会員企業・団体で構成される組織であり、経済産業省、国土交通省及び関係団体の協力により運営される。

○ 物流拠点における設備の省エネ化

物流の中核となる営業倉庫などの施設において、太陽光発電設備、照明器具等の物流設備の省エネルギー化と物流業務の効率化を一体的に実施する事業を支援することにより、物流拠点の低炭素化を推進する。

○ 港湾における取組

港湾地域は、貨物・旅客用船舶が集中し、海・陸上の物流システムが交差する産業活動の拠点としての機能を有しており、温室効果ガスの排出量も多いことから、その効果的な削減を図る。また、災害時における必要な機能の維持や電力逼迫に対応する観点からも取組を進める。

具体的には、国際海上コンテナターミナルの整備、国際物流ターミナルの整備、複合一貫輸送に対応した国内物流拠点の整備等を推進することにより、最寄り港までの海上輸送を可能にし、トラック輸送に係る走行距離の短縮を図る。

また、省エネルギー設備等の導入支援、静脈物流に関する海運を活用したモーダルシフト・輸送効率化の推進、接岸中の船舶への電源供給のための陸上施設の整備の検討、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等の推進、CO<sub>2</sub>吸収に資する港湾緑地の整備や藻場等の造成、港湾におけるCO<sub>2</sub>削減に向けた技術開発の検討等に取り組む。

(i) その他の対策・施策

○ 各省連携施策の計画的な推進

各交通モードの低炭素化、モーダルシフトの推進など運輸部門における2030年度の削減目標をより確実に達成するため、関係府省庁の連携を計画的に推進し、あらゆる分野における取組をより効果的・効率的に実施する。

また、構造改革特区制度による規制の特例措置等を活用した取組を推進する。

E. エネルギー転換部門の取組

(a) 産業界における自主的取組の推進（再掲 p103）

○ 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証（再掲 p103）

(b) 再生可能エネルギーの最大限の導入

【再生可能エネルギー発電】

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大はエネルギー転換部門の地球温暖化対策に必要不可欠であり、また、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。このため、安定供給面、コスト面、環境面等の課題に適切に対処しつつ、各電源の個性に応じた最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立を実現する。

○ 固定価格買取制度の適切な運用・見直し

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度については、再生可能エネルギー導入推進の原動力となっており、引き続き適切な運用を行うとともに、再生可能エネルギー源間のバランスの取れた最大限の利用拡大と国民負担の抑制の両立の観点及び中長期的な電源自立化の観点から、必要に応じて同制度の適切な見直しを行う。

○ 導入拡大・長期安定的発電に向けた事業環境整備等

再生可能エネルギー電気に対する国民の理解を得つつ導入を拡大し長期安定的な利用を実現するため、系統整備や系統運用ルールの整備、発電設備の高効率化・低コスト化や系統運用の高



度化等に向けた技術開発、必要に応じた関連規制の合理化などの事業環境整備を行う。

各電源の特徴に応じ、電源別には以下の取組を進めることとする。

#### ・太陽光発電

需要家に近接したところで中小規模の発電を行うことが可能であり、系統負担の抑制や非常用電源としての利用が期待される一方、発電コストが高く、出力不安定性などの安定供給上の問題が存在する。

中長期的にコスト低減が達成されることで、分散型エネルギーシステムにおける昼間のピーク需要を補い、消費者参加型のエネルギーマネジメントの実現等に貢献するエネルギー源とすることを見据え、発電設備の高効率化・低コスト化や系統運用の高度化等に向けた技術開発等の取組を進める。

#### ・風力発電

大規模に開発できれば経済性を確保できる可能性があり、発電設備の高効率化・低コスト化に向けた技術開発を進める。また、環境や地元配慮しつつ、風力発電設備の導入をより短期間で、かつ円滑に実現できるよう、環境アセスメントについて、迅速化などの取組を引き続き進めるとともに、国と地方公共団体が協力し、環境保全に配慮しつつ事業の不確実性を減らすよう導入促進に向けたエリアの設定についても検討を行う。

また、北海道や東北部の風力適地では、必ずしも十分な系統調整力がないことから、地域間連系線などの系統整備や系統運用の高度化等に向けた技術開発に取り組む。

中長期的には、陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠であり、港湾区域等において着床式洋上風力の導入を促進するとともに、浮体式洋上風力発電についても、世界初の本格的な事業化に向けた実証研究などの取組を進める。

#### ・地熱発電

世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源を担うエネルギー源である。一方、開発には時間とコストがかかるため、設備の導入をより短期間で、かつ円滑に実現できるよう、投資リスクの軽減、地域住民等への理解促進、環境アセスメントの迅速化、必要に応じて更なる規制・制度の合理化などの取組を進める。これにより、自然環境や地元にも配慮しつつ、地域と共生した持続可能な開発を引き続き進める。

#### ・水力発電

水力発電は、渇水の問題を除き、安定供給性に優れたエネルギー源であり、発電利用されていない既存ダムへの発電設備の設置や、既存ダムの発電設備のリプレース等を進めるとともに、未開発地点が多い中小水力発電については、高コスト構造などの事業環境の課題を踏まえつつ、地域の分散型エネルギー需給構造の基礎を担うエネルギー源として活用への取組を進める。

#### ・バイオマス発電

バイオマス発電は、安定的に発電を行うことが可能な電源となり得る、地域活性化にも資するエネルギー源である一方、木質や廃棄物など材料や形態が様々であり、コスト等の課題を抱えることから、既存の利用形態との競合の調整、原材料の安定供給の確保等を踏まえ、規模のメリットの追求、既存火力発電所における混焼など、森林・林業施策などの各種支援策を総動員して長期安定的な導入の拡大を図る。

個別には、未利用材等の安定的・効率的な供給支援、廃棄物系バイオマスのメタン発酵や焼却時の廃熱利用によるエネルギー回収の取組等を進める。

### 【再生可能エネルギー熱等】

地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、廃棄物処理に伴う廃熱の利用を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要である。再生可能エネルギー熱供給設備の導入支援を図るとともに、様々な熱エネルギーを地域において有効活用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。

- 上下水道における取組（再掲 p109）
- 廃棄物処理における取組（再掲 p109）

**【地域内の再生可能エネルギー由来の電気・熱や未利用熱の最大限の活用】**

- エネルギーの面的利用の拡大（再掲 p108）

**(c) 電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減**

**【火力発電の高効率化等】**

- 電力業界の低炭素化の取組

平成 27 年 7 月に、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組み及び低炭素社会実行計画（国のエネルギーミックス及び CO<sub>2</sub>削減目標とも整合する排出係数 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh 程度を目標としている。）が発表された。

また、平成 28 年 2 月には、電気事業低炭素社会協議会が発足し、個社の削減計画を策定し、業界全体を含めて PDCA を行うなどの仕組みやルールが発表された。

この自主的枠組みの目標達成に向けた取組を促すため、省エネ法・エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「高度化法」という。）に基づく政策的対応を行うことにより、電力自由化の下で、電力業界全体の取組の実効性を確保していく。

具体的には、以下の事項を含め、引き続き「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省）に沿って実効性ある対策に取り組む。

<自主的枠組みについて>

- ・ 引き続き実効性・透明性の向上を促すとともに、掲げた目標の達成に真摯に取り組むことを促す。
- ・ 国の審議会（産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会資源・エネルギーワーキンググループ）においても電力業界の自主的枠組みにおける取組等をフォローアップする。

<政策的対応>

- ・ 省エネ法に基づき、発電事業者に、新設の発電設備について、発電設備単位で、エネルギーミックスで想定する発電効率の基準を満たすこと（石炭 42.0%以上、LNG50.5%以上、石油等 39.0%以上）を求める。  
また、既設の発電設備について、発電事業者単位で、エネルギーミックスで想定する発電実績の効率（火力発電効率 A 指標について目指すべき水準を 1.00 以上（発電効率の目標値が石炭 41%、LNG48%、石油 39%（いずれも発電端・HHV）が前提）、火力発電効率 B 指標について目指すべき水準を 44.3%（発電端・HHV）以上）の基準を満たすことを求める。
- ・ 高度化法に基づき、小売電気事業者に、販売する電力のうち、非化石電源が占める割合を 44%以上とすることを求める。
- ・ 電力の小売営業に関する指針上で調整後排出係数の記載を望ましい行為と位置付ける。
- ・ 地球温暖化対策推進法政省令に基づき、全ての小売電気事業者に、温室効果ガス排出量算定・

報告・公表制度のための排出係数の実績の報告の協力を要請し、公表する（さらに、報告対象に前々年度の実績等を追加し、報告内容の充実を図る。）。

当面、以上により取り組んでいくことにより、電力業界全体の取組の実効性・透明性を確保する。また、2030年度の削減目標やエネルギーミックスと整合する2030年度に排出係数0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhという目標を確実に達成していくために、これらの取組が継続的に実効を上げているか、毎年度、その進捗状況を評価する。

電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を評価し、0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhの達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等について検討する。

○ 火力発電における最新鋭の発電技術の導入促進

発電設備の導入に当たっては、競争を通じて、常に発電技術の進歩を促し、発電事業における我が国の技術優位を維持・向上させ、国際競争力の向上と環境貢献を行うことが重要である。この考え方に立ち、今後の発電技術の開発動向も勘案してBATの採用を促す。

○ 二酸化炭素回収・貯留（CCS）

2030年以降を見据えて、CCSについては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」や「エネルギー基本計画」等を踏まえて取り組む。

○ 小規模火力発電への対応

環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象規模未満、特に、規模要件をわずかに下回る程度の小規模火力発電所の建設計画が増加している。このような小規模火力発電所を建設しようとする発電事業者に対しては、エネルギーミックスの実現に資する高い発電効率の基準を満たすことを求めていくため、省エネ法等の措置を講じる。

### 【安全性が確認された原子力発電の活用】

○ 電力業界の低炭素化の取組（再掲 p116）

○ 安全性が確認された原子力発電の活用

原子力は、運転時には温室効果ガスの排出がない低炭素のベースロード電源である。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう取り組む。

### 【再生可能エネルギーの最大限の導入】

○ 電力業界の低炭素化の取組（再掲 p116）

○ 再生可能エネルギーの最大限の導入（再掲 p114）

### (d) 石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進

○ 石油精製業における取組

石油精製業者による石油製品製造分野における低炭素社会実行計画に基づく、①熱の有効利用、②高度制御・高効率機器の導入、③動力系の運転改善、④プロセスの大規模な改良・高度化等を実施することによるBAUから原油換算100万kL分のエネルギー削減の達成への取組を促進する。

## b) 非エネルギー起源二酸化炭素

○ 混合セメントの利用拡大

セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく率先利用の推進により、国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る等、混合セメントの利用を促進する。

○ バイオマスプラスチック類の普及

バイオマスを原料とするプラスチックの利用を促進することを通じて、石油を原料とするプラスチックを代替することにより、廃プラスチックの焼却に伴うCO<sub>2</sub>排出量（廃プラスチック中の石油起源の炭素に由来するCO<sub>2</sub>）の排出を抑制する。

○ 廃棄物焼却量の削減

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環法」という。）に基づく循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月31日閣議決定。以下「循環計画」という。）に定める目標や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進することにより、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量を削減する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進し、廃プラスチックなどの廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。

○ 国民運動の推進（後掲 p127）

c) メタン

○ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策

稲作（水田）に伴い発生するメタンについて、有機物管理の方法を地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「堆肥施用」に転換すること等により、排出量の抑制を図る。

○ 廃棄物最終処分量の削減

循環法に基づく循環計画に定める目標の達成や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標に向けた取組を促進する。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等により、生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。

○ 廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用

廃棄物最終処分場の設置に際して準好気性埋立構造を採用することにより、嫌気性埋立構造と比べて生ごみなどの有機性廃棄物の生物分解を抑制し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。

d) 一酸化二窒素

○ 農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策

施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、排出量の抑制を図る。

○ 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等

下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や、一酸化二窒素の排出の少ない焼却炉及び下水汚

泥固形燃料化施設の普及により、焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。

○ 一般廃棄物焼却量の削減等

循環法に基づく循環計画に定める目標や、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進することにより、一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減するとともに、ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加により、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を進めることにより、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。

e) 代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)

○ フロン類の実質的フェーズダウン

低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるために、ガスメーカー等(フロン類の製造・輸入事業者)に対して、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促す。

そのため、フロン排出抑制法に基づき、国が策定したフロン類の使用見通しを踏まえガスメーカー等に対して、製造等をするフロン類の量の計画的な低減を求める。

○ フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進

冷凍空調機器全般及びそれ以外のフロン類使用製品等について、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も織り込みつつ、漸進的かつ着実にノンフロン・低GWP化を後押しするため、以下の措置を講じる。

- ① 製品等ごとの実態を十分踏まえつつ、フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を促すため、フロン排出抑制法に基づき、製品の適切な区分ごとに、製造・輸入業者に対して、一定の目標年度における基準値達成を求める。
- ② フロン類による温室効果に対する認識を高め、ノンフロン・低GWP製品の導入を啓発するよう、ユーザーや消費者にも分かりやすいフロン類使用製品等への表示の充実を図る。
- ③ 制度面の対応に加えて、製品メーカーや製品ユーザーを後押しする技術開発・技術導入施策や、省エネルギー型自然冷媒機器普及促進のための施策、新しい代替冷媒に対応した機器設置・メンテナンス人材等の育成及び業者の質の確保、普及啓発といった施策を併せて実施する。

○ 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止

フロン排出抑制法に基づき、機器の点検等を定めた管理の判断基準の遵守、フロン類算定漏えい量報告・公表制度の運用、適切な充填の遵守促進を通じ、都道府県とも連携しつつ、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止を推進する。

さらに、冷凍空調機器の使用時漏えい防止には、機器ユーザーだけでなく機器のメンテナンスを行う設備業者の取組も重要であり、冷媒漏えいの早期発見に向けた機器の維持・管理の技術水準の向上、冷凍空調機器の管理の実務を担う知見を有する者の確保、養成等の取組を推進する。

○ 冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理

フロン排出抑制法、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)の確実な施行を通じ、冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理を推進する。

特に、冷凍空調機器からのHFCsの排出量の約7割を占める業務用冷凍空調機器(カーエアコンを除く。)については、フロン排出抑制法に基づき、都道府県とも連携しつつ、回収率の向上を引き続き推進する。

○ 産業界の自主的な取組の推進

産業界の自主行動計画等におけるフロン類等対策について評価・検証を行うとともに、排出抑制に資する設備導入補助など事業者の排出抑制取組を支援する措置を講ずる。

○ 経済的手法の活用・検討

ノンフロン・低GWP製品に係る技術開発支援・導入補助を行うとともに、税制上の軽減措置を講じる。

その他の経済的手法の導入については、効果が考えられる一方で課題があることも踏まえ、引き続き検討する。

**(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策**

**a) 森林吸収源対策**

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）に基づき閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全などの取組（京都議定書第3条3項の新規植林・再植林（1990年時点で森林でなかった土地への植林）及び3条4項の森林経営（間伐等の実施及び保安林の指定等による森林の適切な保全・管理）を含む）を通じ、森林吸収量の目標（2020年度：約3,800万t-CO<sub>2</sub>以上、2030年度：約2,780万t-CO<sub>2</sub>）の達成を図る。そのため、分野横断的な施策も含め、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係事業者、国民など各主体の協力を得つつ、以下の施策に総合的に取り組む。なお、京都議定書3条3項及び3条4項の活動の推進に向けたこれらの森林吸収源対策を進めることにより、森林の保全や持続可能な森林経営が促進され、生物多様性の保全及び森林資源の持続可能な利用にも寄与することとなる。

○ 健全な森林の整備

- ア 必要な間伐の実施や、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備の推進
- イ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に基づく市町村の取組の一層の推進等による追加的な間伐等の推進
- ウ 林道など森林作業道が適切に組み合わせられるとともに、自然環境の保全にも配慮した路網の整備
- エ 自然条件等に応じた伐採と広葉樹の導入等による針広混交林化等の推進
- オ 造林コストの低減、成長に優れた種苗の開発・確保、野生鳥獣による被害の対策等による主伐後の再生林の推進
- カ 伐採・造林届出制度等の適正な運用による再生林等の確保
- キ 奥地水源林等における未立木地の解消、荒廃した里山林等の再生

○ 保安林等の適切な管理・保全等の推進

- ア 保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的指定、保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進
- イ 山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
- ウ 森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策の推進
- エ 自然公園や自然環境保全地域の拡充及び同地域内の保全管理の強化

○ 効率的かつ安定的な林業経営の育成

- ア 森林所有者・境界の明確化、森林施業の集約化の推進
- イ 市町村における森林の土地所有者等の情報整備
- ウ 森林経営計画の作成と計画に基づく低コストで効率的な施業の実行

- エ 路網整備と高性能林業機械の適切な組合せなどの効率的な作業システムによる生産性の向上
- オ 森林・林業の担い手を育成確保する取組の推進
- カ 意欲ある担い手への施業・経営の委託等の推進、公的主体による整備の推進

○ 国民参加の森林づくり等の推進

- ア 全国植樹祭などの全国規模の緑化行事等を通じた国民参加の森林づくりの普及啓発の推進
- イ 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じた、企業等による森林づくりの参加促進をはじめとする、より広範な主体による森林づくり活動等の推進
- ウ 森林ボランティア等の技術向上や安全体制の整備
- エ 森林環境教育の推進
- オ 地域住民、森林所有者等が協力して行う、森林の保全管理や森林資源の 利用等の取組の推進
- カ 国立公園等における森林生態系の保全を行う生態系維持回復事業、グリーンワーカー事業等の推進
- キ 国民の暮らしが豊かな森里川海に支えられていることについて、国民の意識の涵養

○ 木材及び木質バイオマス利用の推進

再生産可能であり、炭素を貯蔵する木材の積極的な利用を図ることは、化石燃料の使用量を抑制し二酸化炭素の排出抑制に資するとともに、持続可能な森林経営の推進に寄与することから、以下の措置を講ずる。

- ア 住宅等への地域材利用の推進
- イ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づいた公共建築物等や、非住宅建築物における木材利用の促進
- ウ 林産物の新たな利用技術、木質新素材等の研究・開発、実用化
- エ 効率的な加工・流通施設の整備など需要に応じた国産材の安定供給体制の構築
- オ 木質バイオマスの効率的かつ低コストな収集・運搬システムの確立とエネルギーや製品としての利用の推進
- カ 木材の良さに対する理解を醸成し、木材の利用拡大を図る「木づかい運動」などの消費者対策の推進

**b) 農地土壌吸収源対策**

我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用等により増大することが確認されていることから、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土作りを推進することにより、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する。この吸収源活動は、京都議定書第 3 条 4 項（農地管理、牧草地管理）に貢献する。

**c) 都市緑化等の推進**

都市緑化等（京都議定書第 3 条 4 項の植生回復を含む）は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

このため、「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」など、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発するとともに、市民、

企業、NPO などの幅広い主体の参画による都市緑化や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

また、都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進する。

### 3.2.3.2 分野横断的な施策

#### (1) 目標達成のための分野横断的な施策

##### (a) J-クレジット制度の推進

###### ○ J-クレジット制度の推進

国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証する J-クレジット制度を着実に実施していく。

##### (b) 国民運動の展開（後掲 p127）

###### ○ 国民運動の推進（後掲 p127）

##### (c) 低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成

###### ○ 低炭素型の都市・地域構造及び交通システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量や業務床面積の増減等を通じて、中長期的に CO<sub>2</sub> 排出量に影響を与え続けることから、従来の拡散型からの転換を目指し、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化を通じた低炭素化等による低炭素型の都市・地域づくりを推進する必要がある。

このため、立地適正化計画に基づく都市機能の立地誘導等に対する支援をはじめ、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素まちづくり計画の取組に対する支援、都市・地域総合交通戦略に基づく施策・事業の推進、地区レベルでのエネルギーの面的利用の推進を図るとともに、温室効果ガスの吸収源となる緑地の保全・創出等を進める。地方公共団体実行計画に関して、都市計画、農業振興地域整備計画その他施策との連携や低炭素まちづくり計画の適合の確保を図りながら、取組を進める。また、土地利用施策と連携した公共交通機関の利用促進、店舗等の床面積の適正化及び自然資本の活用等の面的実施の促進に向けた検討を行う。あわせて、住宅・建築物・インフラの低炭素化を推進する。

さらに、環境未来都市や環境モデル都市の取組など先導的な低炭素型の都市・地域づくりを進め、そこで得られた知見やノウハウの横展開を図り、全国的な展開につなげていく。

###### ○ 需要家側エネルギーリソースの有効活用による革新的エネルギーマネジメントシステムの構築

電気の需要家側が電力消費のコントロールを行うことで、電力需給の調整に貢献するディマンドレスポンスについては、特に、電力会社等の要請に応じて需要家が節電した電力量を電力会社が買い取る「ネガワット取引」は、2017年4月より「ネガワット取引市場」を創設し、着実に推進した。

また、太陽光発電設備や蓄電池、ディマンドレスポンス等の電力グリッド上に散在する需要家側のエネルギーリソースをIoTにより統合的に管理・制御し、あたかも一つの発電所のように機能させる実証を実施することで、新たなエネルギービジネス（エネルギーアグリゲーションビジネス）を創出し、再生可能エネルギーの導入促進や更なる省エネルギーの実現を目指す。

###### ○ エネルギーの面的利用の拡大（再掲 p108）



- ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化（再掲 p108）

## (2) その他の関連する分野横断的な施策

### (a) 水素社会の実現

水素は、利便性やエネルギー効率がよく、また、利用段階で温室効果ガスの排出がなく、非常時対応にも効果を発揮することが期待され、再生可能エネルギーを含む様々なエネルギーから製造可能であるなど、多くの優れた特徴を有しており、エネルギー安全保障と地球温暖化対策の切り札となりうる。

水素利用の拡大に向けて、様々な要素技術の研究開発や技術実証事業が多くの主体によって取り組まれてきているが、水素を日常の生活や産業活動で利活用する社会、すなわち“水素社会”を実現していくためには、技術面、コスト面、制度面、インフラ面でいまだ多くの課題が存在している。これらの課題を一体的に解決するため、多様な技術開発や低コスト化を推進し、実現可能性の高い技術から社会に実装していくべく、戦略的に制度やインフラの整備を進めていく。

特に、エネファームや、FCVについて、低価格化、性能向上に向けて必要な技術開発を進めていくとともに、FCVの普及のために必須となる水素ステーションについて、将来的な再生可能エネルギー由来の水素の活用も見据えつつ、計画的に整備する。また、ステーション関連コストの低減に向けた技術開発を進めるとともに、関連技術等の安全性・信頼性の向上も踏まえ、関連規制の見直しを進める。

また、業務用燃料電池や、産業用発電など、上記以外の水素・燃料電池の利用の在り方についても技術開発・実証等を進める。

加えて、将来に向けた水素需要の更なる拡大に向けて、低コストで安定的な水素製造・輸送等について技術開発を進めていくとともに、再生可能エネルギーからの水素製造、未利用エネルギーの水素転換など、CO<sub>2</sub>を極力排出しない水素製造・輸送・貯蔵技術についても、技術開発・実証等を進めていく。

### (b) 温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組

地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針について、BAT等の技術動向等を踏まえ、より低炭素なエネルギーの選択を行うことなどの取組を含む対策メニューの拡充を図るとともに、未策定の分野については、できるだけ早期に策定・公表する。また、同指針に盛り込まれた措置の実施を促すための各種支援策や情報提供の実施等を通じ、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。

### (c) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

排出者自らが排出量を算定することにより国民各界各層にわたる自主的な地球温暖化対策への取組の基盤を確立するとともに、排出量情報の可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高める視点から、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者が、毎年度、排出量を国に報告し、国が、報告された情報を集計して公表している。当該制度を引き続き着実に実施するとともに、IPCCガイドラインに基づく適切な見直しや、排出量情報等の正確な報告、迅速な集計と公表等により、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図る。

### (d) 事業活動における環境への配慮の促進

温室効果ガスの排出削減に向け、環境配慮の視点を経済活動に適切に織り込むとともに、事業活動における投資や技術開発を促進する。

具体的には、①商品・サービス、金融市場において環境の価値が認められ、事業者に対し環境配慮を求める意識が浸透する、②供給者が環境配慮型の事業活動を行うとともに、需要者側に分かり

やすい情報を提供する、③消費者等にその情報が正確に届くことにより、環境配慮型の事業者や商品・サービスが評価・選択される、といった一連の取組により、環境配慮を実施している事業者が便益を享受できる基盤の整備を推進する。

このため、排出抑制等指針等に基づき、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。

また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づく事業者の環境報告書の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動や環境配慮型製品が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。そのために、例えば、サプライチェーン全体における温室効果ガス排出量を把握・管理するための基盤整備、日本企業による「2度目標と整合した削減目標（Science Based Targets）」の策定・実施の推進、カーボンフットプリントの普及・促進、ICTを利用した情報開示の基盤整備、比較可能性や信頼性の向上などを進めていく。

さらに、ISO14001や中堅・中小企業向けエコアクション21などPDCAサイクルを備えた環境マネジメントシステムの普及を進め、環境経営の実効性を高めていくとともに、企業における従業員の教育を促すことで、事業活動における更なる環境配慮の促進を図る。

#### (e) 二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）

優れた低炭素技術等の普及等を通じて排出削減・吸収を実施することは、相手国のみならず我が国も含めた双方の低炭素成長に貢献することができる。

このため、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。これにより、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO<sub>2</sub>の国際的な排出削減・吸収量が見込まれる。JCMについては、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウントする。

今後は、具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携や国際協力銀行（JBIC）及び日本貿易保険（NEXI）と連携したJCM特別金融スキームの活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国際協力機構（JICA）、アジア開発銀行（ADB）などの関係機関との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。

#### (f) 税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用

環境関連税制等のグリーン化については、低炭素化の促進をはじめとする地球温暖化対策のための重要な施策である。このため、環境関連税制等の環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行うなど、地球温暖化対策に取り組む。平成24年10月から施行されている地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例の税収を活用して、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策を着実に実施していく。

#### (g) 金融のグリーン化

温室効果ガスの大幅削減を実現し、低炭素社会を創出していくには、必要な温室効果ガス削減対策に的確に民間資金が供給されることが必要である。また、世界的にも機関投資家が企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが急速に拡大している。このため、金融を通じて環境への配慮に適切なインセンティブを与え、グリーン経済を形成していくための取組（金融のグリーン化）を進める。

具体的には、民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトを出資等により支援することや、低炭素機器の導入に伴う多額の初期投資費用の負担を軽減するためリース手法の活用を促進したり、グリーンボンドの発行・投資を促進するなど、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策を展開する。

また、投融資先の企業の活動を財務面のみならず環境面からも評価し、その結果を投融資活動に反映することで、環境配慮行動へのインセンティブを付与する環境格付融資や環境・社会・ガバナンスに配慮する ESG 投資、機関投資家等による ESG の取組に関する方針の公表など温室効果ガス排出削減に貢献する環境配慮行動を金融面から促進するための取組を進めていく。

#### (h) 国内排出量取引制度

我が国産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組等）の運用評価等を見極め、慎重に検討を行う。

### 3.2.3.3 基盤的施策

#### (1) 気候変動枠組条約に基づく温室効果ガス排出・吸収量の算定のための国内体制の整備

これまで、気候変動枠組条約及び京都議定書に基づく温室効果ガス排出・吸収量を算定し、排出・吸収目録（インベントリ）を作成して国連気候変動枠組条約事務局に提出するため、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理、京都議定書に基づき派遣される専門家審査チームの審査への対応等を行ってきたところである。今後は国際的な MRV 強化の動向を踏まえつつ、引き続き、排出・吸収量の算定に係る排出係数や活動量の算定方法・過程の更なる精緻化などの改善を図る。

また、部門別の排出実態をより正確に把握するとともに、各主体による対策の実施状況の評価手法を精査するため、活動量として用いる統計の整備や、エネルギー消費原単位や二酸化炭素排出原単位の算定、温室効果ガスの計測方法等に係る調査・研究を進めるとともに、温室効果ガス排出・吸収量の算定の更なる精緻化を図る。具体的には、家庭部門の CO<sub>2</sub> 排出実態を詳細に把握するために必要となる統計等を整備する。

加えて、COP17 決定等を踏まえて定期的に求められる隔年報告書の提出や国際的評価・審査等の対応を行う。

一方、吸収源による吸収（又は排出）量の測定・監視・報告に当たっては、「2006 年 IPCC ガイドライン」や「2013 年京都議定書補足的な方法論ガイダンス」等を用いて排出・吸収量の算定・計上を行っている。データの精度を向上させるため、MRV に必要な活動量及び土地利用変化に係る情報を継続的に整備していくとともに、森林等における温室効果ガスの吸収・排出メカニズムに関する調査・研究を推進する。

#### (2) 地球温暖化対策技術開発と社会実装

地球温暖化対策技術の開発・実証は、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大きな温室効果ガスの削減を実現する取組であることから、環境エネルギー技術革新計画（平成 25 年 9 月 13 日総合科学技術会議）等を踏まえつつ、太陽光発電、風力発電、地熱発電、水力発電、バイオマスエネルギー、海洋エネルギー、その他の再生可能エネルギー熱利用や省エネルギー等の低コスト化、高効率化、長寿命化等を実現するための技術開発・実証を、早い段階から推進するとともに、そうした技術の社会実装を進める。

#### (3) 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化

今後、長期的かつ世界的な観点から地球温暖化対策を推進するためには、国内外の最新の科学的知見

を継続的に集積していくことが不可欠であり、気候変動に関する研究、観測・監視は、これらの知見の基盤をなす極めて重要な施策である。地球温暖化に係る研究については、従前からの取組を踏まえ、気候変動メカニズムの解明や地球温暖化の現状把握と予測及びそのために必要な技術開発の推進、地球温暖化が環境、社会・経済に与える影響の評価、温室効果ガスの削減及び地球温暖化への適応策などの研究を、国際協力を図りつつ、戦略的・集中的に推進する。

### 3.2.3.4 公的機関における取組

#### ○ 国の率先的取組

政府は、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画、及び同計画に基づく各府省実施計画に基づき、建築物の建築・管理、財・サービスの購入・使用その他の事務及び事業に関し、率先的な取組を実施する。

具体的には、以下の事項等を推進していく。

- ・省エネルギー診断の結果に基づく運用改善及び費用対効果の高い合理的なハード対策の実施
- ・エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底（BEMSの導入等）
- ・既存照明の更新時等において、LED照明を可能な限り率先して導入
- ・省エネルギー性能の高い機器の率先導入
- ・超過勤務の縮減等の省CO<sub>2</sub>に資する勤務体制の定着
- ・使用するエネルギーの低炭素化
- ・次世代自動車の率先導入
- ・新築建築物でZEBを実現することを目指す
- ・再生紙等の再生品や木材の活用
- ・日常の連絡業務への自転車の積極的活用

政府実行計画は、政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、政府全体で2020年度までに10%削減を目指すこととする。

政府実行計画の進捗状況については、中央環境審議会において評価・検証を実施した後、毎年地球温暖化対策推進本部幹事会において点検し、その点検結果を公表することとする。透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの政府実行計画に定める各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値などとの比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。

また、国は、その事務及び事業に関し、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）及び同法に規定する基本方針に基づき、電力、自動車、船舶、ESCO、建築及び産業廃棄物の6分野を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を実施し、政府実行計画に定める目標をより確実に達成し、更なる削減に努めるものとする。

国の庁舎について、環境負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）の整備等、エネルギー消費の見える化と適切な運用管理の徹底、空気調和設備のライフサイクルエネルギーマネジメント（LCEM）手法の活用を引き続き推進する。また、温室効果ガスの排出削減に資する製品をはじめとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う。さらに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき庁舎等における木材の利用に努める。

#### ○ 地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実

行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆる PDCA のための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

こうした取組を促進するため、国は、地方公共団体実行計画の策定マニュアルを策定するほか、都道府県とも協力しつつ、優良な取組事例の収集・共有や、地方公共団体職員向けの研修、地域レベルの温室効果ガス排出量インベントリ・推計ツール等の整備などの支援を行うものとする。さらに、地方公共団体の公表した結果を取りまとめ、一覧性を持たせて公表するものとする。

また、地方公共団体は、環境配慮契約法に基づき、環境配慮契約の推進に関する方針を作成する等により、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

さらに、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達等の推進を図るための方針の作成及び当該方針に基づく物品等の調達等により、グリーン購入の取組に努めるものとする。加えて、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく公共建築物整備に努めるものとする。

#### ○ 国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進

国、地方公共団体は、独立行政法人などの公的機関に対し、その特性に応じた有効な地球温暖化対策に関する情報提供を行い、政府実行計画や地方公共団体実行計画に準じて、独立行政法人等がその事務及び事業に関し温室効果ガスの削減等のため実行すべき計画を策定すること及びそれに基づく率先した取組を実施することを促すとともに、国は、可能な限りその取組状況について定期的に把握することとする。

なお、独立行政法人、特殊法人、国立大学法人等については、環境配慮契約を実施し、温室効果ガス等の排出の削減に努めるものとする。

### 3.2.3.5 国民運動の展開

#### ○ 国民運動の推進

地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響について、IPCC 評価報告書や気候変動の影響への適応計画などで示された最新の科学的知見に基づく内外の信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で国民に発信することで、地球温暖化に対する国民の意識改革と危機意識浸透を図る。

具体的には、地球温暖化対策を強化しなければ、将来人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることなどの将来影響や地球温暖化対策の必要性を、多種多様なメディア媒体や人から人への直接伝達等を通じて継続的に発信することで、気候変動問題の一層の理解や自発的な地球温暖化対策の実践につなげる。

また、関係府省庁が一丸となり、産業界・労働界・地方公共団体・NPO 等と連携し、国民の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運の醸成や消費者行動の活性化等を通じて、省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進し、国民に積極的かつ自主的な行動喚起を促すことで、低炭素型の製品・サービスの市場創出や拡大をはじめ、低炭素社会にふさわしい社会システムへの変革やライフスタイルイノベーションへの展開を促進させる。

具体的には、関係府省庁で連携し、家電製品、住宅・建築物、自動車、エネルギーサービス、運輸交通サービスなど各部門におけるエネルギー使用等に関係する民間団体や地方行政の協力を得て、国民運動「COOL CHOICE」を実施する。また、テレビ・新聞・インターネットなど各種マスメディアの積極的な活用をはじめ、多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、地球温暖化防止に向けた国民一人一人の自主的な行動や積極的な選択に結びつけていく。

また、生活者に合わせたきめ細やかな働きかけを実施するため、生活者との距離が近い「伝え手」を募集・研修し、国民に身近な場面で地球温暖化に関する情報を発信する。

○ 環境教育の推進

地球温暖化問題の解決に向けた行動を喚起させるためには、単に知識を伝えるだけではならず、学習者自身に、地球温暖化の仕組みを科学的に理解させ、その上で、自分として、地域として何ができるのかの具体的な解決策を考えさせるという環境教育の専門的な視点が重要となる。

環境教育は、国民が、幼少期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育等において既に実践されているところであるが、学校に加え、職場、家庭、地域のあらゆる場において更に効果的に実践するために、地方環境パートナーシップオフィス等を活用して、地球温暖化問題を教える指導者等の育成・支援や、学習プログラムの開発等を行う。

表 3-1 政策・措置の概要

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない、ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
<b>産業部門・業務その他部門</b>										
低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証	エネルギー	CO <sub>2</sub>	低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証	自主協定	実施されている	各業界が削減目標を設定し、エネルギー効率の向上等による排出削減対策、低炭素製品の開発・普及、技術移転等を通じた国際貢献等を通じて温室効果ガスの排出削減を図る。	1997年～順次(業種により異なる)	METI	-	-
<b>産業部門</b>										
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(業種横断)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	高効率空調の導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	480	890
			産業HP(加温・乾燥)の導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	150	1,350
			産業用照明の導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	3,490	4,300
			低炭素工業炉の導入	予算・補助融資	実施されている	業種横断的に省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入を促進する。トップランナー基準の目標達成、導入支援を通じて普及を目指す。	2008年	METI	22,810	30,930
			産業用モータの導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	3,760	6,610
			高性能ボイラーの導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	2,306	4,679
			コージェネレーションの導入	予算・補助融資	実施されている		2008年	METI	2,940	10,200
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(鉄鋼業)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	電力需要設備効率の改善	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	製鉄所で電力を消費する設備について、高効率な設備に更新する(酸素プラント高効率化更新、ミルモーターAC化、送風機・ファンポンプ動力削減対策、	2008年	METI	800	650
			廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクルの拡大	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基づき回収された廃プラスチック等をコークス炉で熱分解すること等により有効活用を図り、石炭の使用量を削減する。	2008年	METI	2,120	2,120
			次世代コークス製造技術の導入	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	コークス製造プロセスにおいて、石炭事前処理工程を導入することによりコークス製造に係るエネルギー消費量等を削減する。	2008年	METI	170	1,300
			発電効率の改善	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	自家発電(自家発)及び共同火力(共火)における発電設備を高効率な設備に更新する。	2008年	METI	840	1,100
			省エネ設備の増強	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	高炉炉頂圧の圧力回復発電(TRT)、コークス炉における顕熱回収(CDQ)といった廃熱活用等の省エネ設備の増強を図る。	2008年	METI	990	1,220
			革新的製鉄プロセス(フェロコークス)の導入	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	低品位石炭と低品位鉄鉱石を原料とした革新的なコークス代替還元材(フェロコークス)を用い、高炉内還元反応の高速度・低温化することで、高炉操業プロセスを省エネルギー化する。	2013年	METI	-	820
			環境調和型製鉄プロセスの導入	予算・補助融資 普及啓発	実施されている	製鉄プロセスにおいて、高炉における省エネルギー技術及び、CO <sub>2</sub> 分離回収技術を用いてCO <sub>2</sub> 排出を削減する革新的製鉄プロセスを導入する。	2008年	METI	-	110

第3章 政策・措置

緩和行動の 名称	影響を受ける セクター	影響を受ける GHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の 種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない、ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(化学工業)	エネルギー、 廃棄物	CO <sub>2</sub>	石油化学の省エネプロセス技術の導入	予算・補助 融資	実施されている		2008年	METI	192	192
			その他化学製品の省エネプロセス技術	予算・補助 融資	実施されている		2008年	METI	851	1,612
			膜による蒸留プロセスの省エネルギー化技術	予算・補助 融資	実施されている	石油化学や苛性ソーダ等の分野において、商用規模で利用されている先進的技術として国際エネルギー機関(IEA)が整理しているBPT(BestPracticeTechnologies)の普及を進める。	2009年	METI	5.7	335
			二酸化炭素原料化技術の導入	予算・補助 融資	実施されている	排出エネルギーの回収やプロセスの合理化等による省エネルギーに取り組む。	2013年	METI	-	800
			非可食性植物由来原料による化学品製造技術の導入	予算・補助 融資	実施されている	新たな革新的な省エネルギー技術の開発・導入を推進する。	2013年	METI	-	136
			微生物触媒による創電型排水処理技術の導入	予算・補助 融資	実施されている	植物機能を活かした生産効率の高い省エネルギー型物質生産技術を確立し、物質生産プロセスにおける二酸化炭素排出量を削減する。	2013年	METI	-	55
			密閉型植物工場の導入	予算・補助 融資	実施されている	プラスチックのリサイクルフレック利用	2011年	METI	-	215
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(窯業・土石製品製造業)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	従来型省エネ技術	予算・補助 融資	実施されている	熱エネルギー、電気エネルギーを高効率で利用できる設備の導入を進めることで、セメント製造プロセスの省エネ化を図る。	2008年	METI	26	57
			熱エネルギー代替廃棄物利用技術	予算・補助 融資	実施されている	廃棄物の熱エネルギー代替としての利用を進めることで、セメント製造プロセスの省エネ化を図る。	2008年	METI	-	35
			セメント製造プロセス低温焼成関連技術	予算・補助 融資	実施されている	先端プロセス技術の実用化・導入により、従来品と同等の品質を確保しつつ、セメント製造プロセスの省エネ化を目指す。	2010年	METI	16	408
			ガラス溶融プロセス技術	予算・補助 融資	実施されている	先端プロセス技術の実用化・導入により、従来品と同等の品質を確保しつつ、ガラス製造プロセスの省エネ化を目指す。	2008年	METI	26	134
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(パルプ・紙・紙加工品製造業)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	高効率古紙パルプ製造技術の導入	予算・補助 融資	実施されている	古紙パルプ工程において、古紙と水の攪拌・古紙の離解を従来型よりも効率的に進めるバルバーの導入を支援し、稼働エネルギー使用量を削減する。	2008年	METI	100	100
			高温高圧型黒液回収ボイラーの導入	予算・補助 融資	実施されている	濃縮した黒液(パルプ廃液)を噴射燃焼して蒸気を発生させる黒液回収ボイラーにおいて、更新時に従来型よりも高温高圧型で効率が高い黒液回収ボイラーの導入を支援する。	2008年	METI	110	160
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(建設施工・特殊自動車使用分野)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(建設施工分野)	予算・補助 融資 その他	実施されている	建設施工者等が省エネ性能の高い建設機械等を施工に導入する際、その選択を容易にするために、燃費性能の優れた建設機械を認定すると共に、当該機械等の導入を促進するために支援する。	2010年	METI	130	440
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(施設園芸・農業機械・漁業分野)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	施設園芸における省エネ設備の導入	予算・補助 普及啓発	実施されている	施設園芸において省エネ型の加温設備等の導入により、燃油使用量の削減を図り、加温設備における燃油(主にA重油)燃焼に由来するCO <sub>2</sub> を削減する。	2007年	MAFF	590	1,240
			省エネ農機の導入	予算・補助 普及啓発	実施されている	農業機械における燃油使用量の削減を行う。	2007年	MAFF	0.5	1.3
			省エネ漁船への転換	予算・補助 普及啓発 技術開発	実施されている	省エネルギー漁船への転換を行う。	2007年	MAFF	67	162



緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない、ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	エネルギー	CO <sub>2</sub>	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	予算・補助普及啓発	実施されている	工場のエネルギーマネジメントシステム(FEMS)の導入とそれに基づくエネルギー管理によるエネルギー消費量の削減を行う。	2013年	METI	1,230	2,300
業種間連携省エネの取組推進	エネルギー	CO <sub>2</sub>	業種間連携省エネの取組推進	予算・補助普及啓発	実施されている	複数事業者間の連携による省エネの取組の推進を行う。	2013年	METI	210	370
<b>業務その他部門</b>										
建築物の省エネ化	エネルギー	CO <sub>2</sub>	新築建築物における省エネ基準適合の推進	法律・基準 予算・補助 その他	実施されている	省エネ基準を満たす建築物ストックの割合を増加させることで、建築物で消費されるエネルギーに由来するCO <sub>2</sub> を削減する。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(H27.7.8公布)に基づき建築物に省エネ基準への適合義務を課し、省エネ措置の届出による省エネ建築物の供給促進などを行う。	2003年(省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MLIT	-	10,350
			建築物の省エネ化(改修)	法律・基準 予算・補助 その他	実施されている	省エネ基準を満たす建築物ストックの割合を増加させることで、建築物で消費されるエネルギーに由来するCO <sub>2</sub> を削減する。既存建築物の省エネ改修を進めるため、省エネ投資促進のための税、補助による支援などを行う。	2003年(省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MLIT	-	1,220
高効率な省エネルギー機器の普及(業務その他部門)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	業務用給湯器の導入	予算・補助 融資	実施されている	高効率給湯器の普及によるエネルギー消費量の削減を行う。	2008年	METI	640	1,550
			高効率照明の導入	予算・補助 融資	実施されている	LED等の高効率照明の普及によるエネルギー消費量の削減を行う。	2008年	METI	8,030	9,910
			冷媒管理技術の導入	法律・基準	実施されている	適切な管理技術の普及を通じて、冷媒の漏えい防止対策を講じることにより、エネルギー効率の向上を目指す。	2014年	METI	416	24
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(業務その他部門)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(業務その他部門)	法律・基準 予算・補助	実施されている	トップランナー機器のエネルギー消費効率向上を進めることで、業務部門における機器のエネルギー消費量を削減する。	1998年	METI	5,640	17,060
BEMSの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	エネルギー	CO <sub>2</sub>	BEMSの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	税制 予算・補助 その他	実施されている	BEMS導入や、省エネ診断による業務用施設(ビル等)のエネルギー消費状況の詳細な把握とこれを踏まえた機器の制御により、エネルギー消費量を削減する。	1998年(エネルギー使用合理化等事業者支援補助金) 2012年(住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金)	METI	4,450	10,050
エネルギーの面的利用の拡大	エネルギー	CO <sub>2</sub>	エネルギーの面的利用の拡大	予算・補助 普及啓発	実施されている	エネルギーの面的利用システムの構築支援を行う。	2008年	METI	73	164
ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	その他	CO <sub>2</sub>	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化	その他	実施されている	屋上緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化を推進する。	2008年	MLIT	4.4 ~ 20.2	4.1 ~ 19.1
上下水道における省エネ・再エネ導入	エネルギー	CO <sub>2</sub>	下水道における省エネ・創エネ対策の推進	予算・補助	実施されている	下水処理場における省エネによるCO <sub>2</sub> 排出削減、下水汚泥等を利用した発電や固形燃料供給等による化石燃料の代替を通じたCO <sub>2</sub> 排出削減を行う。	2016年	MLIT	900	1,340
			水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	予算・補助	実施されている	全国の上水道事業者及び水道用水供給事業者が省エネルギー・再生可能エネルギー対策を実施することにより、電力使用由来のCO <sub>2</sub> が削減される。	2016年	MHLW	284	336

第3章 政策・措置

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない。ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
廃棄物処理における取組	廃棄物、エネルギー	CO <sub>2</sub>	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル(材料リサイクル、ケミカルリサイクル)の推進を実施する。	2000年	MOE	25	62
			一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	予算・補助 その他	実施されている	廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。	2016年(地球温暖化対策計画の閣議決定日)	MOE	860 ~ 1,360	1,350 ~ 2,140
			産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	予算・補助	実施されている	産業廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。	2003年	MOE	25	28
			廃棄物処理業における燃料製造・省エネルギー対策の推進	予算・補助	実施されている	廃プラスチック類及び紙くず等の廃棄物を原料として燃料を製造し、製造業等で使用される化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。 低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。	2016年	MOE	77	230
地方公共団体の率先的取組と国による促進	分野横断	CO <sub>2</sub> ,CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O, HFCs,PFCS,SF <sub>6</sub> , NF <sub>3</sub>	地方公共団体の率先的取組と国による促進	法律・基準	実施されている	地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定・見直しと同実行計画に基づく対策・施策の取組促進を図ることで、温室効果ガス排出量を削減する。	2001年	MOE	-	-
国の率先的取組	分野横断	CO <sub>2</sub> ,CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O, HFCs,PFCS,SF <sub>6</sub> , NF <sub>3</sub>	国の率先的取組	法律・基準	実施されている	政府実行計画の実施・点検を行う。関係府省ごとの実施計画の実施・点検を行う。	2001年	MOE	115	461
家庭部門										
トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上(家庭部門)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上(家庭部門)	法律・基準 予算・補助	実施されている	トップランナー機器のエネルギー消費効率向上を進めることで、家庭部門における機器のエネルギー消費量を削減する。	1998年	METI	3,000	4,830
住宅の省エネ化	エネルギー	CO <sub>2</sub>	新築住宅における省エネ基準適合の推進	法律・基準 税制 予算・補助 融資 技術開発 普及啓発 その他	実施されている	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を増加させることで、住宅で消費されるエネルギーに由来するCO <sub>2</sub> を削減する。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(H27.7.8公布)に基づく住宅の省エネ措置の届出による省エネ住宅の供給促進を行う。	2003年 (省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MULT	-	8,720
			既存住宅の断熱改修の推進	法律・基準 税制 予算・補助 融資 技術開発 普及啓発 その他	実施されている	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合を増加させることで、住宅で消費されるエネルギーに由来するCO <sub>2</sub> を削減する。既存住宅の省エネ改修の促進のための税、補助、融資による支援を行う。	2003年 (省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MULT	-	1,190
高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	高効率給湯器の導入	予算・補助 普及啓発	実施されている	高効率給湯器の導入によるエネルギー消費の削減を行う。	2013年	METI	2,260	6,170
			高効率照明の導入	予算・補助 普及啓発	実施されている	LED等の高効率照明の導入によるエネルギー消費の削減を行う。	2013年	METI	7,110	9,070
			浄化槽の省エネ化	予算・補助 普及啓発	実施されている	浄化槽を新設もしくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽を導入することにより、プローアの消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	2013年	MOE	19	39
HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施	エネルギー	CO <sub>2</sub>	HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施	予算	実施されている	HEMSやスマートメーターの導入による家庭のエネルギー消費状況の詳細な把握と、これを踏まえた機器の制御による電力消費量の削減を行う。	2010年	METI	2,020	7,100

緩和行動の 名称	影響を受ける セクター	影響を受ける GHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の 種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない。ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
<b>運輸部門</b>										
次世代自動車の普及、燃費改善	運輸	CO <sub>2</sub>	次世代自動車の普及、燃費改善	法律・基準 税制 予算・補助 普及啓発 技術開発	実施されている	次世代自動車の普及と燃費の改善により、エネルギーの消費量を削減することによって、CO <sub>2</sub> を削減する。	1979年 (省エネ法に基づく 燃費基準設定)	METI	7,025	23,790
道路交通流対策	運輸	CO <sub>2</sub>	道路交通流対策等の推進	予算・補助 普及啓発	実施されている	走行速度の向上に向け、環状道路等幹線道路ネットワークをつなぐとともに、ETC2.0の活用等を推進し、道路を賢く使う取組を実施する。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	MLIT	-	約1,000
			高度道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化)	予算・補助 普及啓発	実施されている	信号機の集中制御化により交通流の円滑化を図り、燃費を改善することにより、自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	NPA	1,400	1,500
			交通安全施設の整備(信号機の改良)	予算・補助 普及啓発	実施されている	信号機の改良により交通流の円滑化を図り、燃費を改善することにより、自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	NPA	520	560
			交通安全施設の整備(信号灯器のLED化の推進)	予算・補助 普及啓発	実施されている	電球式信号灯器からLED式信号灯器へ転換することにより、消費電力を低減させ、CO <sub>2</sub> 排出量を削減する。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	NPA	155	160
			自動走行の推進	予算・補助 普及啓発	実施されている	ACC/CACC技術等の自動走行技術を活用し、運輸部門の省エネを図る。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	METI	270	1,400
環境に配慮した自動車使用等による自動車運送事業等のグリーン化	運輸	CO <sub>2</sub>	環境に配慮した自動車使用等による自動車運送事業等のグリーン化	予算・補助 普及啓発	実施されている	環境に配慮した自動車使用等を促進することによるCO <sub>2</sub> 排出量の削減を行う。	2012年 (社会資本整備重 点計画)	MLIT	300	660
公共交通機関及び自転車の利用促進	運輸	CO <sub>2</sub>	公共交通機関の利用促進	税制 予算・補助 融資 普及啓発 技術開発	実施されている	鉄道新線整備や既存鉄道利用促進(鉄道駅の利便性の向上等)、バス利用促進(BRTやバスロケーションシステムの導入等)に対する補助や税制優遇措置及びエコ通勤の普及促進等を行い、地域における公共交通ネットワークの再構築や利用者の利便性の向上を図ることにより、自家用自動車の使用に伴うCO <sub>2</sub> 排出量を削減する。	1992年	MLIT	980	1,780
鉄道分野の省エネ化	運輸	CO <sub>2</sub>	鉄道のエネルギー消費効率の向上	税制 予算・補助 融資 普及啓発 技術開発	実施されている	VVVF機器搭載車両、蓄電池車両やハイブリッド車両等のエネルギー効率の良い車両の導入や鉄道施設への省エネ設備の導入等を促進する。	2005年	MLIT	768	1,776
船舶分野の省エネ化	運輸	CO <sub>2</sub>	省エネに資する船舶の普及促進	税制 予算・補助 融資 普及啓発 技術開発	実施されている	省エネ型船舶の普及促進を行い、船舶の燃料の燃焼に伴うCO <sub>2</sub> 排出を削減する。	2005年	MLIT	640	1,570
航空分野の低炭素化	運輸	CO <sub>2</sub>	航空分野の低炭素化の促進	税制 予算・補助 融資 普及啓発 技術開発	実施されている	エネルギー効率の良い新機材の導入、航空交通システムの高度化、空港における省エネ・CO <sub>2</sub> 削減対策、代替航空燃料の普及等を推進させることにより、航空分野における社会インフラの低炭素化を図る。	2005年	MLIT	395	1,012
トラック輸送の効率化、共同輸送の推進	運輸	CO <sub>2</sub>	トラック輸送の効率化	税制 予算・補助 融資 普及啓発	実施されている	トラック輸送の効率化を促進することによるCO <sub>2</sub> 排出量の削減を行う。	2001年	MLIT	2,020	2,060
			共同輸送の推進	予算・補助 普及啓発	実施されている	陸上輸送の大部分を占めるトラック輸送において、荷主・物流事業者等の連携により共同輸送の取組を促進し、輸送効率・積載効率を改善することで、2001年CO <sub>2</sub> 排出量削減及び労働力不足対策を推進する。	MLIT	-	21	

第3章 政策・措置

緩和行動の 名称	影響を受ける セクター	影響を受ける GHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の 種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない。ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸 送へのモーダルシフトの推進	運輸	CO <sub>2</sub>	海運グリーン化総合対策	税制 予算・補助 普及啓発	実施されている	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく支援のほか、海上輸送への転換に資する設備の導入やエコシップマークの活用等により、内 航海運へのモーダルシフトを推進する。	2001年	MLIT	788	1,724
			鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	税制 予算・補助 普及啓発	実施されている	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく支援のほか、鉄 道輸送への転換に資する設備の導入やエコレールマークの推進等により、鉄 道へのモーダルシフトを推進する。	2001年	MLIT	589	1,334
港湾における取組	運輸	CO <sub>2</sub>	港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送 距離の削減	予算・補助	実施されている	船舶が寄港可能な港湾の整備等により、最寄り港までの海上輸送が可能と なり、トラック輸送に係る走行距離が短縮される。	2016年	MLIT	960	960
			省エネルギー型荷役機械の導入の推進	予算・補助	実施されている	省エネルギー型荷役機械の導入の推進を行う。	2016年	MLIT,MOE	7.3	7.3
			静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効 率化の推進	その他	実施されている	静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進を行う。	2016年	MLIT,MOE	15.2	15.2
各省連携施策の計画的な推進(運輸部 門)	運輸	CO <sub>2</sub>	地球温暖化対策に関する構造改革特区 制度の活用	法律・基準	実施されている	規制の特例措置(特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業)を活 用した公共埠頭への鉄鋼製品陸送車両削減によるCO <sub>2</sub> 削減、及び規制の特 例措置(特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業)を 活用したCO <sub>2</sub> 削減を行う。	2016年	CAO	53	53
エネルギー転換部門										
再生可能エネルギーの最大限の導入	エネルギー	CO <sub>2</sub>	再生可能エネルギー電気の利用拡大	法律 予算・補助 税制 技術開発	実施されている	発電・熱利用のエネルギー源として、再生可能エネルギーの利用を拡大し、 化石燃料を代替することで、化石燃料の燃焼に由来するCO <sub>2</sub> を削減する。	n/a	METI	-	156,160 ~ 165,990
			再生可能エネルギー熱の利用拡大	法律 予算・補助 税制 技術開発	実施されている		n/a	METI	-	36,180
電力分野の二酸化炭素排出原単位の低 減	エネルギー	CO <sub>2</sub>	火力発電の効率化等	法律・基準 予算・補助 技術開発	実施されている	平成27年7月に、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組み(国の エネルギーミックス及びCO <sub>2</sub> 削減目標とも整合する排出係数0.37kg- CO <sub>2</sub> /kWh程度を目標)が発表された。平成28年2月には、電気事業低炭素社 会協議会が発足し、個社の削減計画を策定し、業界全体を含めてPDCAを行う 等の仕組みやルールが発表された。この自主的枠組みの目標達成に向けた 取組を促すため、省エネ法・高度化法に基づく政策的対応を行うことにより、 電力自由化の下で、電力業界全体の取組の実効性を確保していく。	n/a	METI	7,000	11,000
			火力発電の効率化等、安全が確認され た原子力発電の活用、再生可能エネ ルギーの最大限の導入	法律・基準 予算・補助 技術開発	実施されている	n/a	METI	-	188,000	
省エネルギー性能の高い設備・機器等 の導入促進(石油製品製造分野)	エネルギー	CO <sub>2</sub>	省エネルギー性能の高い設備・機器等の 導入促進(石油製品製造分野)	普及啓発	実施されている	石油精製業者による石油製品製造分野における低炭素社会実行計画に基づ く、①熱の有効利用、②高度制御・高効率機器の導入、③動力系の運転改 善、④プロセスの大規模な改良・高度化等を実施することによるBAUから原油 換算100万kl分のエネルギーを削減する取組を促進する。	2013年	METI	810	2,080

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない。ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
<b>非エネルギー起源CO<sub>2</sub></b>										
混合セメントの利用拡大	工業プロセス	CO <sub>2</sub>	混合セメントの利用拡大	法律・基準普及啓発	実施されている	混合セメントの利用を拡大することで、セメントの中間製品であるクリンカの生産量を低減し、クリンカ製造プロセスで原料(石灰石)から化学反応によって発生する二酸化炭素を削減する。	2001年 (環境物品等の調達の推進に関する基本方針において混合セメントを環境物品に指定)	METI,MLIT,MOE	44	388
バイオマスプラスチック類の普及	廃棄物	CO <sub>2</sub>	バイオマスプラスチック類の普及	その他	実施されている	カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの普及を促進し、製品に使用される石油由来のプラスチックを代替することにより、一般廃棄物及び産業廃棄物であるプラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。	2016年	MOE	720	2,090
廃棄物焼却量の削減	廃棄物	CO <sub>2</sub>	廃棄物焼却量の削減	法律・基準普及啓発 その他	実施されている	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減する。また、産業廃棄物については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減する。	2016年(地球温暖化対策計画の閣議決定日)	MOE	320	440
<b>メタン</b>										
農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	農業	CH <sub>4</sub>	水田メタン排出削減	法律・基準 予算・補助	実施されている	水田においてメタンの排出係数が相対的に高い稲わらのすき込みから排出係数の低い堆肥の施用への転換による土づくりを推進すること等により、水田からのメタン排出量の削減を促進する。	2007年	MAFF	330~920	640~2430
廃棄物最終処分量の削減	廃棄物	CH <sub>4</sub>	廃棄物最終処分量の削減	法律・基準 その他	実施されている	有機性の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。	2016年(地球温暖化対策計画の閣議決定日)	MOE	180	520
廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	廃棄物	CH <sub>4</sub>	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	法律・基準 その他	実施されている	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管路を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制する。	2016年(地球温暖化対策計画の閣議決定日)	MOE	10	30
<b>一酸化二窒素</b>										
農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策	農業	N <sub>2</sub> O	施肥に伴う一酸化二窒素削減	法律・基準 予算・補助	実施されている	施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分肥、緩効性肥料の利用により排出量の抑制化を図る。	2007年	MAFF	70	100
下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等	廃棄物	N <sub>2</sub> O	下水汚泥焼却施設における焼却の高度化等	税制 予算・補助 技術開発	実施されている	焼却の高度化により、排水処理に伴い発生する汚泥焼却時のN <sub>2</sub> O排出の抑制を行う。	2001年 (下水汚泥の燃焼の高度化について基準化)	MLIT	500	780

第3章 政策・措置

緩和行動の 名称	影響を受ける セクター	影響を受ける GHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の 種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない、ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
<b>代替フロン等4ガス</b>										
代替フロン等4ガスの対策	その他	HFCs,PFCs,SF6, NF3	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	指定製品に係る目標達成状況のフォローアップ、省エネ型自然冷媒機器の導入支援により、ノンフロン・低GWP化を推進する。	2015年 (フロン排出抑制法 施行)	MOE,METI	3,500	11,200
			業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	法律・基準 普及啓発	実施されている	フロン類算定漏えい量報告・公表制度の効果的な運用、都道府県が実施する指導・監督の支援、普及啓発等により、使用時漏えい削減を推進する。	2015年 (フロン排出抑制法 施行)	MOE,METI	6,500	20,100
			業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	都道府県が実施する指導・監督の支援、普及啓発等により、高い回収率達成を目指す。	2001年 (フロン回収・破壊 法制定)	MOE,METI	7,900	15,700
			産業界の自主的な取組の推進	自主協定	実施されている	自主行動計画の進捗状況をフォローアップし、様々な分野でのHFC等4ガス排出抑制を目指す。	1998年	MOE,METI	550	1,220
<b>吸収源</b>										
森林吸収源対策	土地利用、土 地利用変化及 び林業	CO <sub>2</sub>	森林吸収源対策	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	森林・林業基本計画に基づき、多様な政策手法を活用しながら、適切な間伐や造林などを通じた健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全、効率的かつ安定的な林業経営の育成に向けた取組、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用等の森林吸収源対策を推進することにより、森林による二酸化炭素吸収量を確保する。	2007年	MAFF	約38,000	約27,800
農地土壌炭素吸収源対策	土地利用、土 地利用変化及 び林業	CO <sub>2</sub>	農地土壌炭素吸収源対策	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することにより、農地及び草地土壌における炭素貯留を促進する。	2008年	MAFF	7,080 ～ 8,280	6,960 ～ 8,900
都市緑化等の推進	土地利用、土 地利用変化及 び林業	CO <sub>2</sub>	都市緑化等の推進	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	都市公園の整備や道路、港湾等における緑化を推進する。	2006年	MLIT	1,190	1,240

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値 (累積値ではない、ktCO <sub>2</sub> 換算)	
									2020	2030
横断的施策										
J-クレジット制度の推進	分野横断	CO <sub>2</sub> ,CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O, HFCs,PFCs,SF <sub>6</sub> , NF <sub>3</sub>	J-クレジット制度の推進	予算・補助	実施されている	省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策によって実現される温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証し、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等への活用を推進する。	2013年	MOE,METI,MA FF	3,210	6,510
国民運動の推進	エネルギー	CO <sub>2</sub>	クールビズの実施徹底の促進(業務部門)	予算・補助 普及啓発	実施されている	日本の約束草案達成に向けて取り組む省エネ対策のうち、CO <sub>2</sub> 排出量が増加傾向にある民生・需要分野の対策は極めて重要であり、家庭・業務部門については約40%、運輸部門については約30%のCO <sub>2</sub> 排出削減をする必要がある。については、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促すとともに、クールビズ、ウォームビズ、省エネ機器の買換え促進、家庭エコ診断、照明の効率的な利用を推進する。また、環境負荷の軽減に配慮したエコドライブやカーシェアリングの実施を促す。	2005年	MOE	73	145
			クールビズの実施徹底の促進(家庭部門)	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	77	150
			ウォームビズの実施徹底の促進(業務部門)	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	77	116
			ウォームビズの実施徹底の促進(家庭部門)	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	158	291
			機器の買換え促進(電気除湿器(圧縮式)、乾燥機付全自動洗濯機)	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	110	112
			家庭エコ診断	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	11	137
			照明の効率的な利用	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	1,150	1,680
			エコドライブ(乗用車、自家用貨物車)	予算・補助 普及啓発	実施されている		2005年	MOE	1,930	2,440
			カーシェアリング	予算・補助 普及啓発	実施されている	2005年	MOE	430	550	
地方公共団体実行計画(区域施策編)に基づく取組の推進	エネルギー、 運輸、工業プロセス、農業、 土地利用、土地利用変化及び 林業、廃棄物、その他	CO <sub>2</sub> ,CH <sub>4</sub> ,N <sub>2</sub> O, HFCs,PFCs,SF <sub>6</sub> , NF <sub>3</sub>	地方公共団体実行計画(区域施策編)に基づく取組の推進	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定の促進を図ることで、地域の地球温暖化対策に関する施策を促し、温室効果ガス排出量を削減する。	2008年	MOE	-	-

表 3-2 低炭素社会実行計画における各業種の目標指標・目標水準

【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
<b>産業部門</b>						
<b>財務省所管業種</b>						
ビール酒造組合	CO2排出量	BAU	BAU比▲5.4万t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲10.2万t-CO2
日本たばこ産業株式会社	温室効果ガス排出量	2009年度	▲20%	-	-	-
<b>厚生労働省所管業種</b>						
日本製菓団体連合会	CO2排出量	2005年度	▲23%	CO2原単位 (売上高/CO2排出量)	2005年度	3倍
				CO2排出量		▲40%
<b>農林水産省所管業種</b>						
全国清涼飲料連合会	CO2排出原単位	1990年度	▲10%	CO2排出原単位	2012年度	▲18%
日本スターチ・糖化工業会	CO2排出原単位	2005年度	▲3%	CO2排出原単位	2005年度	▲5%
日本乳業協会	エネルギー消費原単位	2012年度	年率▲1%	エネルギー消費原単位	2012年度	年率▲1%
日本パン工業会	CO2排出原単位	2009年度	年率▲1%	-	-	-
日本缶詰びん詰レトルト食品協会 (旧・日本缶詰協会)	エネルギー原単位	2009年度	年平均▲1%	-	-	-
全日本菓子協会	CO2排出量	2013年度	▲7%	CO2排出量	2013年度	▲17%
日本ビート糖業協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%
日本植物油協会	CO2排出原単位	1990年度	▲16%	CO2排出原単位	1990年度	▲16%
	CO2排出量	1990年度	▲8%	CO2排出量	1990年度	▲8%
日本冷凍食品協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲6.8%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲15.7%
精糖工業会	CO2排出量	1990年度	▲33%	CO2排出量	1990年度	▲33%
製粉協会	CO2排出原単位	1990年度	▲16.5%	-	-	-
日本ハム・ソーセージ工業協同組合	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	エネルギー消費原単位	2011年度	年平均▲1%
全日本コーヒー協会	CO2排出原単位	2005年度	▲15%	CO2排出原単位	2005年度	▲25%
日本即席食品工業協会	CO2排出原単位	1990年度	▲30%	CO2排出原単位	1990年度	▲21%
日本醤油協会	CO2排出量	1990年度	▲18%	CO2排出量	1990年度	▲23%
日本ハンバーグ・ハンバーガー協会	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	エネルギー消費原単位	2011年度	年平均▲1%
日本精米工業会	エネルギー消費原単位	2005年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2005年度	▲12%
全国マヨネーズ・ドレッシング類協会	CO2排出量	2012年度	▲8.7%	CO2排出量	2012年度	▲21.1%
	CO2排出原単位		▲4.8%	CO2排出原単位		▲17.9%



【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
<b>産業部門</b>						
<b>経済産業省所管業種</b>						
日本鉄鋼連盟	CO2排出量	BAU	BAU比▲500万t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲900万t-CO2
日本化学工業協会	CO2排出量	BAU	BAU比▲150万t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲200万t-CO2
日本製紙連合会	CO2排出量	BAU	BAU比▲139万t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲286万t-CO2
セメント協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1.1%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1.4%
電機・電子4団体	エネルギー消費原単位	2012年度	▲7.73%	エネルギー消費原単位	2012年度	▲16.55%
日本自動車部品工業会	CO2排出原単位	2007年度	▲13%	CO2排出原単位	2007年度	▲20%
日本自動車工業会・日本自動車車体工業会	CO2排出量	1990年度	▲28%	CO2排出量	1990年度	▲33%
日本鉱業協会	CO2原単位	1990年度	▲15%	CO2原単位	1990年度	▲18%
石灰製造工業会	CO2排出量	BAU	BAU比▲15万t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲12万t-CO2
日本ゴム工業会	CO2排出原単位	2005年度	▲15%	CO2排出原単位	2005年度	▲21%
日本アルミニウム協会	エネルギー消費原単位	BAU	BAU比▲0.8GJ/t	エネルギー消費原単位	BAU	BAU比▲1.0GJ/t
日本印刷産業連合会	CO2排出量	2010年度	▲8.5万t-CO2	CO2排出量	2010年度	▲18万t-CO2
日本染色協会	CO2排出量	1990年度	▲39%	CO2排出量	1990年度	▲40%
板硝子協会	CO2排出量	1990年度	▲35%	CO2排出量	1990年度	▲49%
日本ガラスびん協会	CO2排出量	1990年度	72.4万t-CO2	CO2排出量	1990年度	70.0万t-CO2
	エネルギー使用量		34.3万kl	エネルギー使用量		34.1万kl
日本電線工業会	(銅・アルミ) エネルギー消費量	1990年度	▲34%	(銅・アルミ) エネルギー消費量	1990年度	▲36%
	(光ファイバー) エネルギー消費原単位	1990年度	▲80%	(光ファイバー) エネルギー消費原単位	1990年度	▲80%
日本ベアリング工業会	CO2排出原単位	1997年度	▲23%	CO2排出原単位	1997年度	▲28%
日本産業機械工業会	エネルギー消費原単位	2008～2012年度5カ年平均	年平均▲1%	CO2排出量	2013年度	▲6.5%
日本伸銅協会	エネルギー消費原単位	BAU	BAU比▲1%	エネルギー消費原単位	BAU	BAU比▲1%
日本建設機械工業会	エネルギー消費原単位	2008～2012年度5カ年平均	▲8%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲17%
石灰石鉱業協会	CO2排出量	BAU	BAU比▲4,300t-CO2	CO2排出量	BAU	BAU比▲5,800t-CO2
日本工作機械工業会	エネルギー消費原単位	2008～2012年度5カ年平均	▲7.7%	エネルギー消費原単位	2008～2012年度5カ年平均	▲12.2%
石油鉱業連盟	CO2排出原単位	1990年度	▲25%	CO2排出量	2005年度	▲6万t-CO2
	CO2排出量	2005年度	▲6万t-CO2			
日本レストルーム工業会 (旧・日本衛生設備機器工業会)	CO2排出量	1990年度	▲35%	CO2排出量原単位	2005年度	▲49%
プレハブ建築協会	CO2排出原単位	2010年度	▲10%	CO2排出原単位	2010年度	▲10%
日本産業車両協会	CO2排出量	2005年度	5.1万t-CO2	CO2排出量	2005年度	4.9万t-CO2

【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
<b>産業部門</b>						
<b>国土交通省所管業種</b>						
日本建設業連合会	CO2排出原単位	1990年度	▲20%	CO2排出原単位	1990年度	▲25%
住宅生産団体連合会	建設段階のCO2排出量 (ライフサイクル全体)	1990年度	270万t-CO2 (15,810万t-CO2)	新築住宅の環境性能	—	新築平均でZEHの実現
日本造船工業会・日本中小型造船工業会	CO2排出原単位	2012年度	▲5%	CO2排出量	2013年度	▲6.5%
日本船用工業会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲27%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲30%
日本マリン事業協会	CO2排出量	2010年	年率▲1%	CO2排出量	2010年	年率▲0.5%
日本鉄道車輛工業会	CO2排出量	1990年度	▲33%	CO2排出量	1990年度	▲35%
<b>業務その他部門</b>						
<b>金融庁所管業種</b>						
全国銀行協会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲10.5%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲19%
全国信用金庫協会	エネルギー消費量	2009年度	▲10.5%	エネルギー消費量	2009年度	▲19%
日本証券業協会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲20%
生命保険協会	エネルギー消費量	2009年度	年平均▲1%	エネルギー消費量	2020年度	年平均▲1%
日本損害保険協会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲10.5%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲14.8%
全国信用組合中央協会	エネルギー消費量	2006年度	▲10%	エネルギー消費量	2009年度	▲18%
<b>総務省所管業種</b>						
電気通信事業者協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲1%
日本民間放送連盟	CO2排出原単位	2012年度	▲8%	-	-	-
日本放送協会	-	-	-	-	-	-
テレコムサービス協会	-	-	-	-	-	-
日本ケーブルテレビ連盟	-	-	-	-	-	-
衛星放送協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%
日本インターネットプロバイダー協会	-	-	-	-	-	-
<b>文部科学省所管業種</b>						
全私学連合	CO2排出量	2015年度	年率▲1%	-	-	-

【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
<b>業務その他部門</b>						
<b>厚生労働省所管業種</b>						
日本医師会・4病院団体協議会	-	-	-	CO2排出原単位	2006年度	▲25.0%
日本生活協同組合連合会	CO2排出総量	2005年度	▲15%	-	-	-
<b>農林水産省所管業種</b>						
日本フードサービス協会	エネルギー消費原単位	2013年度	▲6.8%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲15.7%
日本加工食品卸協会	エネルギー消費原単位	2011年度	▲5%	-	-	-
<b>経済産業省所管業種</b>						
日本チェーンストア協会	エネルギー消費原単位	1996年度	▲24%	エネルギー消費原単位	1996年度	▲24%
日本フランチャイズチェーン協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲10%
日本ショッピングセンター協会	エネルギー消費原単位	2005年度	▲13%	エネルギー消費原単位	2005年度	▲23%
日本百貨店協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲20%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲38%
日本チェーンドラッグストア協会	エネルギー消費原単位	2005年度から2013年度の平均	▲8%	エネルギー消費原単位	2005年度から2013年度の平均	▲11%
大手家電流通懇談会	エネルギー消費原単位	2006年度	▲44%	エネルギー消費原単位	2006年度	▲49.1%
情報サービス産業協会	(オフィス系) エネルギー消費原単位	2006年度	▲2%	(オフィス系) エネルギー消費原単位	2006年度	▲5.1%
	(データセンタ系) エネルギー消費原単位	2006年度	▲5.5%	(データセンタ系) エネルギー消費原単位	2006年度	▲7.1%
日本DIY協会	エネルギー消費原単位	2004年度	▲15%	エネルギー消費原単位	2004年度	▲25%
日本貿易会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲15.3%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲19.0%
日本LPガス協会	エネルギー消費量	2010年度	▲5%	エネルギー消費量	2010年度	▲9%
リース事業協会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲20%
<b>国土交通省所管業種</b>						
日本自動車整備振興会連合会	-	-	-	-	-	-
日本倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲16%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲20%
日本冷蔵倉庫協会	エネルギー消費原単位	1990年度	▲15.0%	エネルギー消費原単位	1990年度	▲20%
日本ホテル協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲10%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲15%
日本旅館協会	-	-	-	-	-	-
不動産協会	エネルギー消費原単位	2005年度	▲25%	エネルギー消費原単位	2005年度	▲30%
日本ビルディング協会連合会	エネルギー消費原単位	2009年度	▲15%	エネルギー消費原単位	2009年度	▲20%

第3章 政策・措置

【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
業務その他部門						
環境省所管業種						
全国産業廃棄物連合会	温室効果ガス排出量	2010年度	±0%	-	-	-
日本新聞協会	エネルギー消費量	2005年度	▲13%	-	-	-
全国ペット協会	CO2排出原単位	2012年度	±0%	CO2排出原単位	2012年度	±0%
警察庁所管業種						
全日本遊技事業協同組合連合会	CO2排出量	2007年度	▲18%	CO2排出量	2007年度	▲22%
全日本アミューズメント施設営業者協会連合会	CO2排出量	2012年度	▲8.9%	CO2排出量	2012年度	▲16.6%
運輸部門						
国土交通省所管業種						
日本船主協会	CO2排出原単位	1990年度	▲20%	CO2排出原単位	1990年度	▲30%
全日本トラック協会	CO2排出原単位	2005年度	▲22%	CO2排出原単位	2005年度	▲31%
定期航空協会	CO2排出原単位	2005年度	▲21%	CO2排出原単位	2012年度	▲16%
日本バス協会	CO2排出原単位	2010年度	▲6%	-	-	-
全国ハイヤー・タクシー連合会 (旧・全国乗用自動車連合会)	CO2排出量	2010年度	▲20%	CO2排出量	2010年度	▲25%
日本旅客船協会	CO2排出原単位	1990年度	▲6%	CO2排出原単位	2012年度	▲3.6%
日本内航海運組合総連合会	CO2排出量	1990年度	▲31%	CO2排出量	1990年度	▲34%
日本民営鉄道協会	エネルギー消費原単位	2010年度	▲5.7%	エネルギー消費原単位	2010年度	▲5.7%以上
JR東日本	エネルギー消費量	2010年度	▲8%	エネルギー消費量	2010年度	▲25%
	自営電力のCO2排出係数	1990年度	▲30%			
JR西日本	エネルギー消費量	2010年度	▲3%	エネルギー消費量	2010年度	▲2%
JR東海	エネルギー消費原単位	1995年度	▲25%	エネルギー消費原単位	1995年度	▲25%
JR貨物	エネルギー消費原単位	2013年度	▲8%	エネルギー消費原単位	2013年度	▲15%
日本港運協会	CO2排出原単位	2005年度	▲12%	-	-	-
JR九州	エネルギー消費原単位	2011年度	▲2.5%	エネルギー消費原単位	2011年度	▲2.5%
	省エネ車両導入比率	-	83%	省エネ車両導入比率	-	83%
JR北海道	エネルギー消費原単位	1995年度	▲14%	-	-	-
	省エネルギー車両の保有率	1995年度	85%	-	-	-
全国通運連盟	CO2排出量	2009年度	▲11%	CO2排出量	2009年度	▲20.2%
JR四国	エネルギー消費量	2010年度	▲8%	エネルギー消費量	2010年度	▲8%

【業種(計画策定主体)】	2020年度			2030年度		
	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2020年度目標水準】	【目標指標】	【基準年度/BAU】	【2030年度目標水準】
エネルギー転換部門						
経済産業省所管業種						
電気事業低炭素社会協議会	CO2排出量	BAU	BAU比▲700万t-CO2	CO2排出原単位	-	0.37kg-CO2/kWh程度
				CO2排出量	BAU	BAU比▲1100万t-CO2
石油連盟	エネルギー削減量	BAU	BAU比▲53万KL	エネルギー削減量	BAU	BAU比▲100万KL
日本ガス協会	CO2排出原単位	1990年度	9.9g-CO2/m3	CO2排出原単位	1990年度	10.4g-CO2/m3
	エネルギー消費原単位	1990年度	0.26MJ/m3	エネルギー消費原単位	1990年度	0.27MJ/m3



### 3.2.4 京都議定書に基づく政策措置

#### 3.2.4.1 航空・海運分野における国際的なCO<sub>2</sub>排出規制の策定

国境を越えて活動する国際交通分野（国際航空及び国際海運）は、国ごとの排出量割り当てが難しく、京都議定書の対象外となっており、国際民間航空機関（ICAO）及び国際海事機関（IMO）においてCO<sub>2</sub>排出削減の検討が行われている。

国際航空分野では、ICAOにおいて、燃料効率の毎年2%ずつの改善や、2020年以降CO<sub>2</sub>排出総量を増加させないこと等のCO<sub>2</sub>削減目標が決定されるなど、取り組みが進められており、我が国も同議論に積極的に参画している。ICAOは、2016年10月の第39回総会でグローバルMBMの決議を採択し、国際航空分野における排出削減への強い約束を示した。また、2020年からのCO<sub>2</sub>排出基準適用開始に向けた附属書の新設について2017年2月から行われた第210会期ICAO理事会で採択された。

また、国際海運分野では、IMOにおいて、我が国主導の下、2013年に開始された燃費規制の段階的強化に係るレビューが実施された。加えて、燃料消費実績報告制度（実運航での燃費を「見える化」し省エネ運航を促進）を導入するための海洋汚染防止条約の一部改正が、我が国提案をベースとして2016年に採択された。国土交通省は、当該規制導入の議論と並行して、船舶の革新的省エネ技術開発の促進、天然ガス燃料船の実用化等を戦略的に推進しており、今次改正により、国際海運からの排出削減のみならず、我が国海事産業の国際競争力向上にも結びつくものと期待される。

#### 3.2.4.2 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

##### (1) 対応措置の社会経済的影響の評価に関する情報

我が国は、京都議定書第3条14に則った悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠であり、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もある。リオ+20やCOPにおいても議論されているとおり、気候変動問題に適切に対処し、環境と経済を両立した持続可能な成長を実現するためには、グリーン経済への移行、低炭素成長の実現が重要な要素である。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。我が国は、東アジア首脳会議参加国が地域協力を通じて低炭素成長を推進するために、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想を提唱し、COP21の公式サイドイベントにおいて低炭素成長に向けたグッドプラクティスを含む提言集を発表した。また、2015年我が国は、COP21における合意達成を後押しすべく、①2020年における1.3兆円の途上国支援実施及び②イノベーションからなる「美しい星への行動（エース2.0（ACE2.0: Actions for Cool Earth 2.0）」）を発表した。我が国として、引き続き、これらの分野で積極的に国際社会に貢献していく。

##### (2) 京都議定書第3条14に則った悪影響の最小化に関する行動

京都議定書第3条1に基づく約束を達成する際の開発途上締約国、特に条約第4条8及び9で規定されている開発途上締約国に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化することが重要である点を考慮し、我が国は以下の取組を優先的に行っている。

なお、上述した悪影響の最小化に関する取組の評価方法は国際的に確立されておらず、その評価を行うことは不可能であることも留意すべきと考える。

##### ■ エネルギー・環境分野における技術協力等

我が国によるエネルギー・環境分野における技術協力は世界各地で行われているところであり、開発途上国のニーズを踏まえつつ、持続的な経済成長に貢献している。例えば、中東諸国を含む開発途上国への受入研修・専門家派遣による省エネ・新エネ人材育成協力を実施し、同諸国における省エネ・再エネ関連制度等の制度構築・運用に関する支援を行なっている。また、特に気候変動に対して脆弱な島嶼国における再生可能エネルギー普及の観点から、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）との共催により、アジア太平洋地域等の島嶼国の行政官を対象として、国際ワークショップ（2016年12月、フィジー）及び訪日研修（2016年2月、東京）を実施し、人材育成とプロジェクト形成支援を図っている。

■ 二酸化炭素回収・貯留（CCS）技術の開発等

我が国では温暖化対策上重要な技術である CCS について、2020年頃の技術の実用化を目指し、国内において大規模実証事業を実施するとともに、コストの大幅低減や安全性向上のための研究開発、CO<sub>2</sub>分離回収に伴う環境負荷の評価、国内での貯留可能地点を特定するための地質調査等を実施している。また、欧州や米国など各国関係者と積極的に CCS に関する技術情報の交換を実施した。

### 3.3 既に実施していない政策措置

2013年12月に提出した第6回国別報告書（NC6）において報告した政策措置は全て継続して実施されており、既に実施していない政策措置はない。